

# 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向

2022年6月7日

金融庁 / 消費者庁 / 厚生労働省(自殺対策推進室) / 法務省

# 目 次

## I 多重債務対策をめぐる現状

|                                                  |     |    |
|--------------------------------------------------|-----|----|
| 1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある<br>人数の推移 | ... | 3  |
| 2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況                     | ... | 6  |
| 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況                    | ... | 8  |
| 4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況                           | ... | 16 |
| 5. 多重債務が原因とみられる自殺者数                              | ... | 18 |
| 6. 自然人の自己破産事件の新受件数                               | ... | 20 |

## II ヤミ金融への対応

|                 |     |    |
|-----------------|-----|----|
| 7. 様々な形態の取引への対応 | ... | 22 |
|-----------------|-----|----|

## III 成年年齢引下げを踏まえた対応

|                          |     |    |
|--------------------------|-----|----|
| 8. 成年年齢引下げ後の若年者向け情報発信等   | ... | 25 |
| 9. 成年年齢引下げを踏まえた金融機関への対応等 | ... | 27 |

## IV 銀行カードローン

|                  |     |    |
|------------------|-----|----|
| 10. 銀行カードローンについて | ... | 31 |
|------------------|-----|----|

## V ギャンブル等依存症対策

|                    |     |    |
|--------------------|-----|----|
| 11. ギャンブル等依存症対策の動向 | ... | 34 |
|--------------------|-----|----|

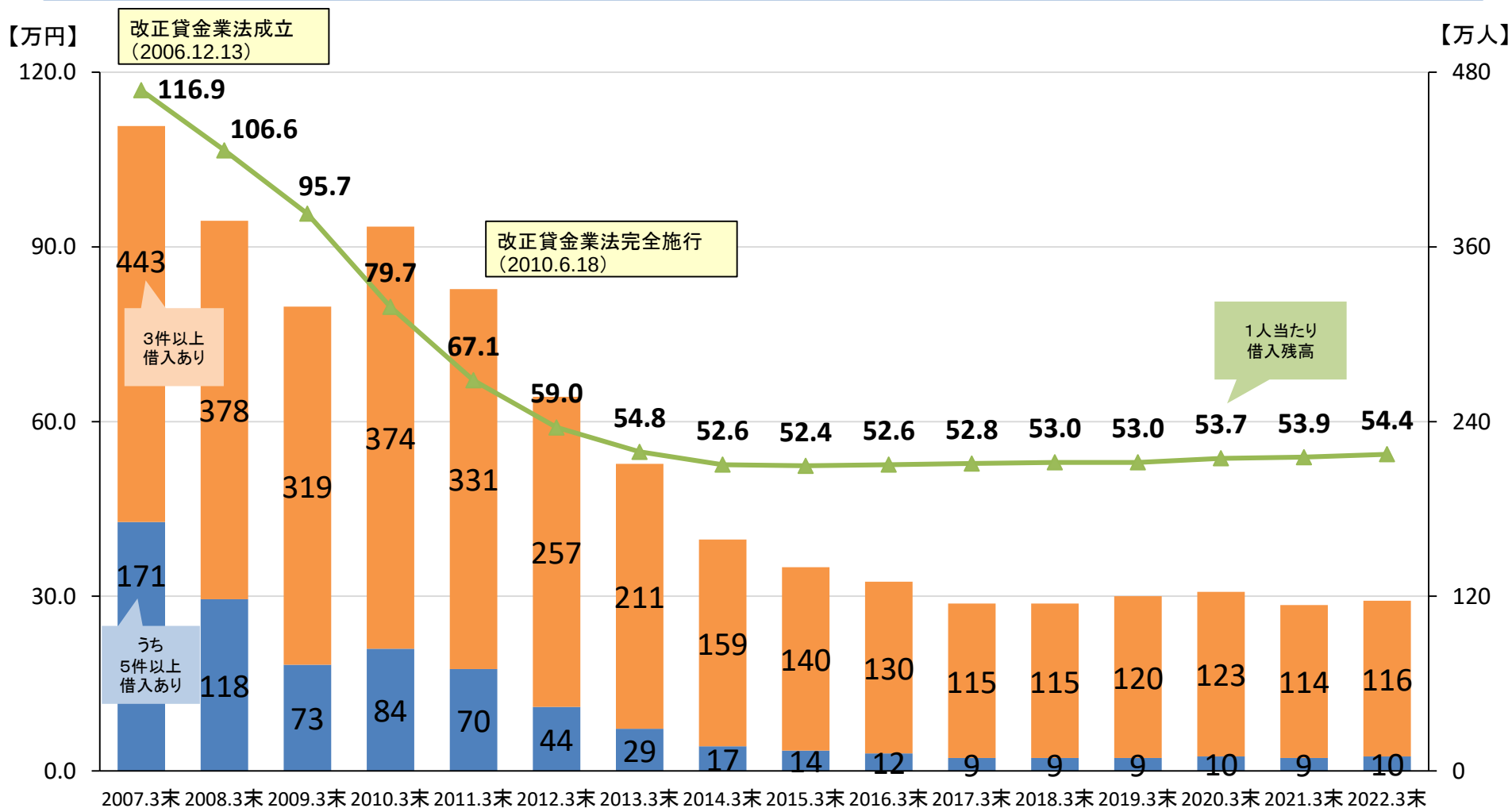
# I 多重債務対策をめぐる現状

---

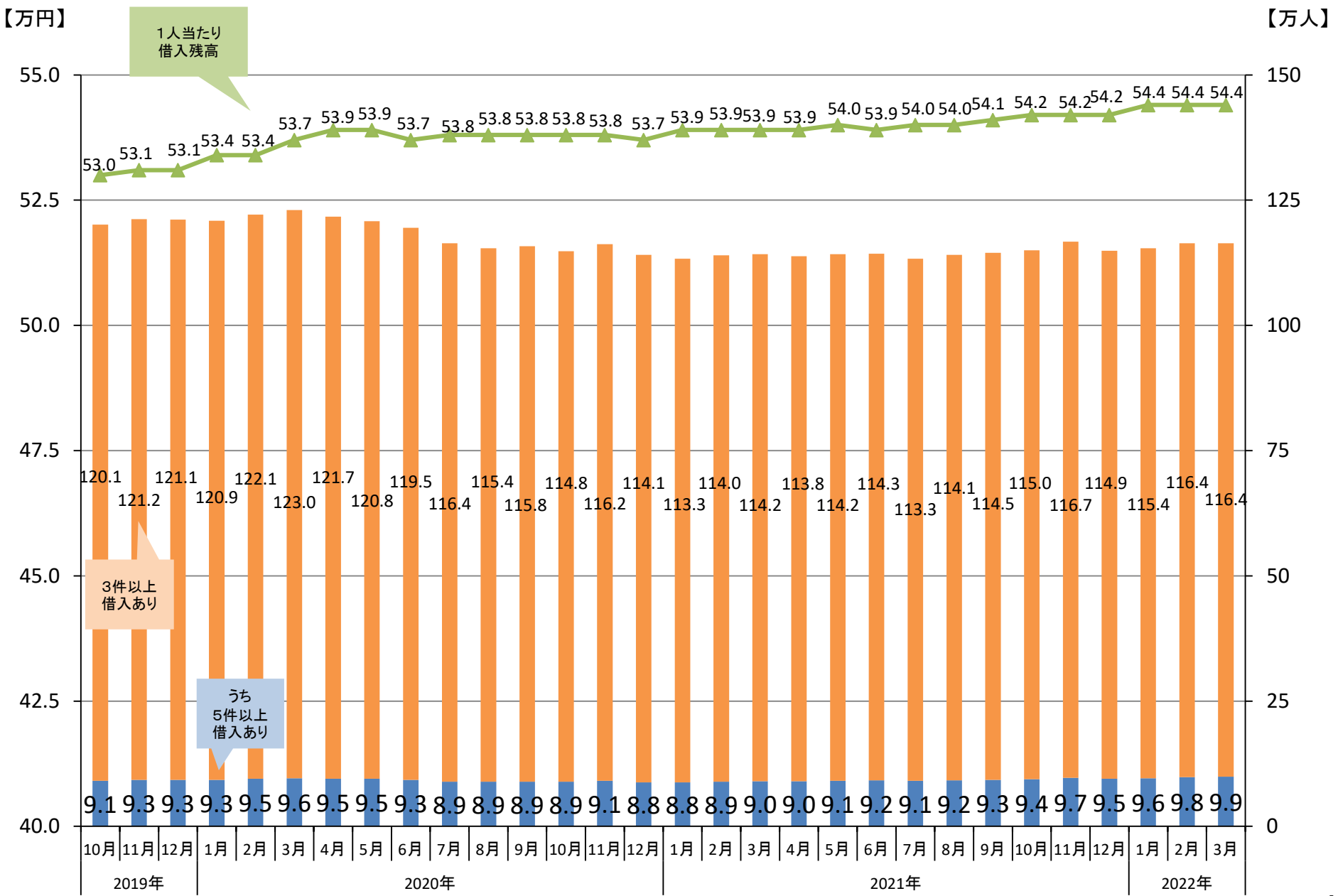
# 1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移(1)

多重債務問題・・・貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畳的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（改正貸金業法附則第66条）

多重債務者・・・消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者



# 1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移(2)



# 【参考】貸金業利用者に関する調査・研究（金融庁委託調査の結果概要）

## 1. 調査内容

- (1) 調査時期 2022年1月～3月【前回:2021年2月、前々回:2020年3月】 (2) 調査対象 18～70代の男女  
(3) 調査手法 インターネットによるアンケート調査 (4) 委託先 株式会社オノフ【前回:株式会社オノフ、前々回:株式会社インテージ】

## 2. 調査概要（【 】内は前回調査結果・前々回調査結果）

### (1)「3年以内借入経験者」の割合

- スクリーニング調査(48,329サンプル)の結果、「3年以内借入経験者<sup>(※)</sup>」は4.8%【7.0%・7.4%】

(※)3年以内に「クレジットカード会社のキャッシング・カードローン(以下、キャッシング等)」、「消費者金融からの借入れ(以下、消費者金融)」、「商エローンからの借入れ」、「手形割引業者からの借入れ」のいずれかの利用経験者

### (2)「3年以内借入経験者」の主な借入目的

- キャッシング等:「生活費」47.8%【41.4%・45.3%】、「クレジットカードの支払資金」23.2%【20.0%・21.7%】、「欲しいものの購入資金」15.1%【15.5%・23.6%】
- 消費者金融:「生活費」47.8%【38.8%・49.1%】、「クレジットカードの支払資金」18.2%【17.5%・20.3%】、「欲しいものの購入資金」13.7%【11.5%・18.1%】

### (3)「3年以内借入経験者」の「無登録業者(ヤミ金融)」(SNS個人間融資、クレジットカード現金化、後払い現金化、給与ファクタリング等を除く)の利用経験

- 「3年以内借入経験者」のうち、「無登録業者」の利用経験がある者は11.1%【29.4%・8.8%】、利用意向あり(利用経験なし)は10.5%【12.0%・8.7%】
- 利用理由上位は、「借入れ限度額に達して、正規の金融機関から断られた」が36.0%【45.8%・21.2%】、「借入れは限度額に達していなかったが、正規の金融機関から断られた」が23.0%【33.6%・21.2%】、「手続きが簡単であった」が15.2%【13.2%・28.8%】

(参考)「3年以内借入経験者」の「無登録業者(ヤミ金融)」(SNS個人間融資、クレジットカード現金化、後払い現金化、給与ファクタリング等を含む)の利用経験

- 「3年以内借入経験者」のうち、「無登録業者」の利用経験がある者は25.8%、利用意向あり(利用経験なし)は13.2%
- 利用理由上位は、「借入れ限度額に達して、正規の金融機関から断られた」が22.7%、「すぐに借りられると思った」が15.2%、「手続きが簡単であった」が15.1%

### (4)ギャンブル等を目的とした借入経験者の相談状況

- ギャンブル等を目的とした借入経験者の中で、「相談したことがある」は18.1%【31.2%・19.3%】
- 主な相談先は、「家族・親類・友人」が59.8%【52.2%・59.3%】、「財務局や地方自治体」が27.5%【39.5%・13.0%】、「法テラス・国民生活センター」が26.5%【33.2%・22.2%】、「日本貸金業協会・全国銀行協会」が9.8%【9.8%・22.2%】、「精神保健福祉センター・保健所」が9.8%【7.8%・3.7%】

### (5)貸付自粛制度の認知

- 貸付自粛制度の「詳細な内容について知っていた」は2.3%【3.4%・2.3%】、「聞いたことはあるが詳細な内容は知らなかった」が10.4%【12.6%・10.6%】
- 主な紹介元は、「家族・親類・友人」が16.3%、「銀行や消費者金融等」が16.3%、「財務局や地方自治体の相談窓口からの紹介」が6.2%
- 自分で調べた・掲示物等を見た先としては、「市区町村」が8.0%、「全国銀行協会」が7.5%、「銀行や消費者金融等」が7.5%

### (6)キャッシュレス決済の支払いを目的とした借入経験

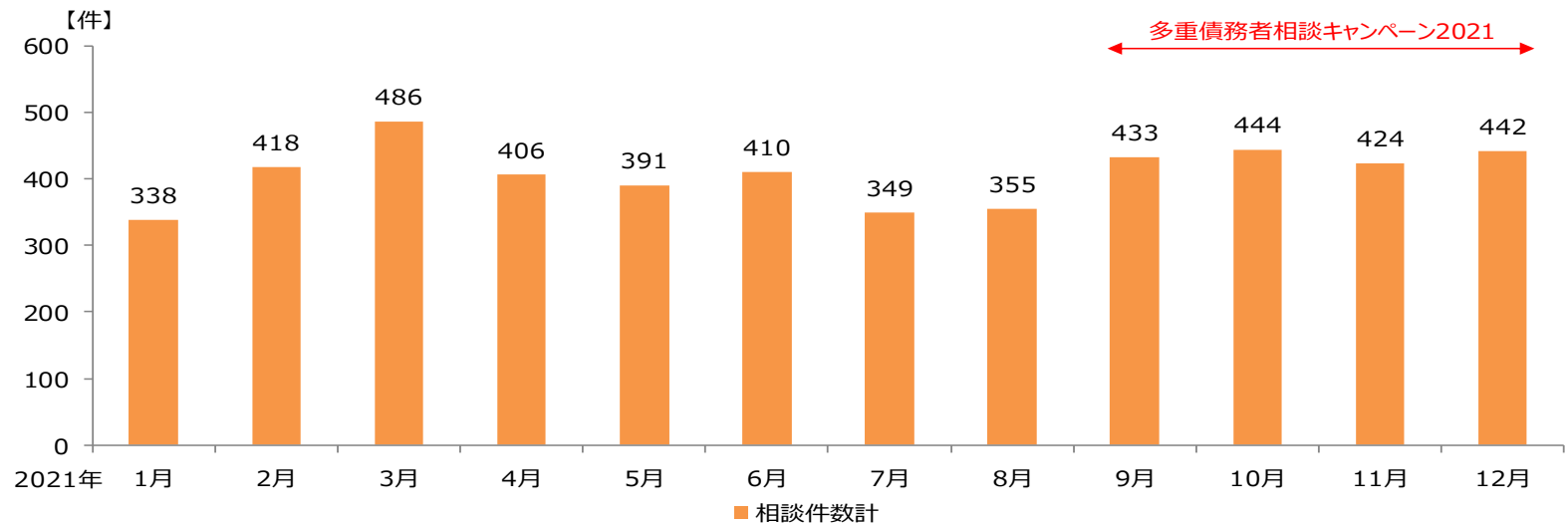
- キャッシュレス決済の支払いを目的とした借入経験者は1.7%
- キャッシュレス決済の支払いを目的とした1回あたりの借入金額は「1万円以上～5万円未満」33.6%、「1万円未満」24.2%
- キャッシュレス決済の支払いを目的とした借入の現在の借入残高は「1万円以上～5万円未満」23.7%、「1万円未満」22.2%

## 2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(1)

### ■ 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移

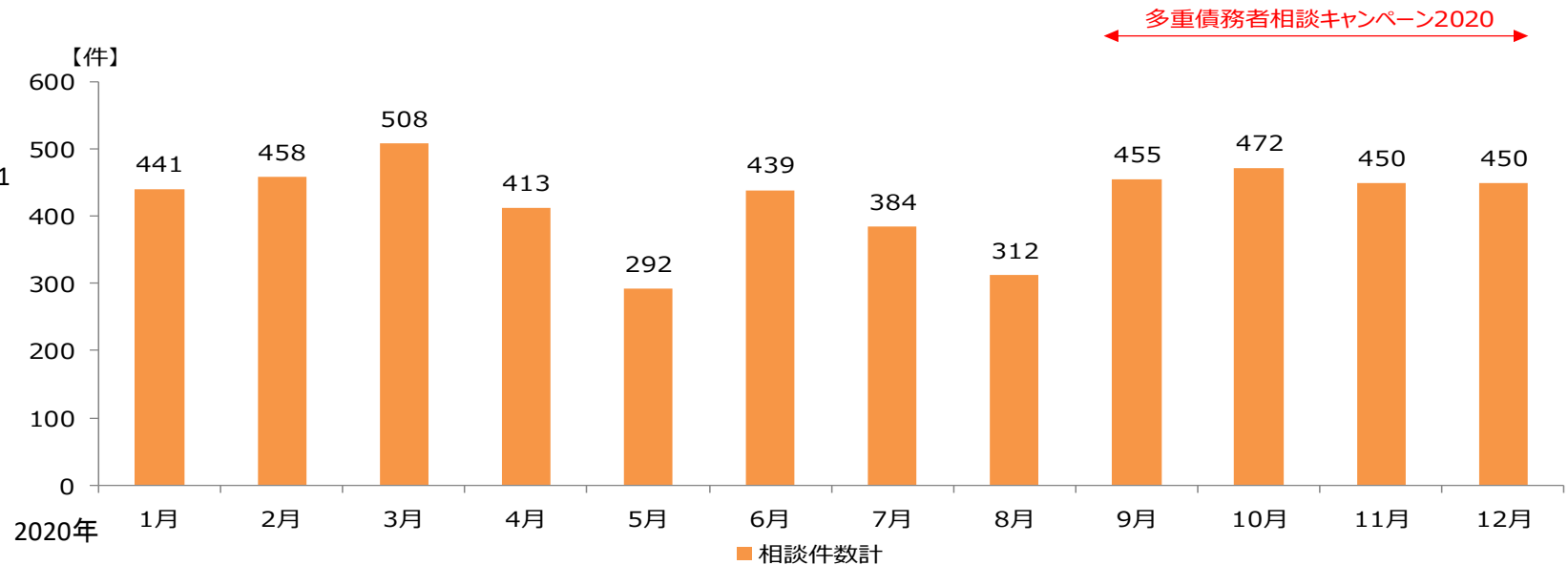
【2021】

回答機関数:11



【2020】

回答機関数:11



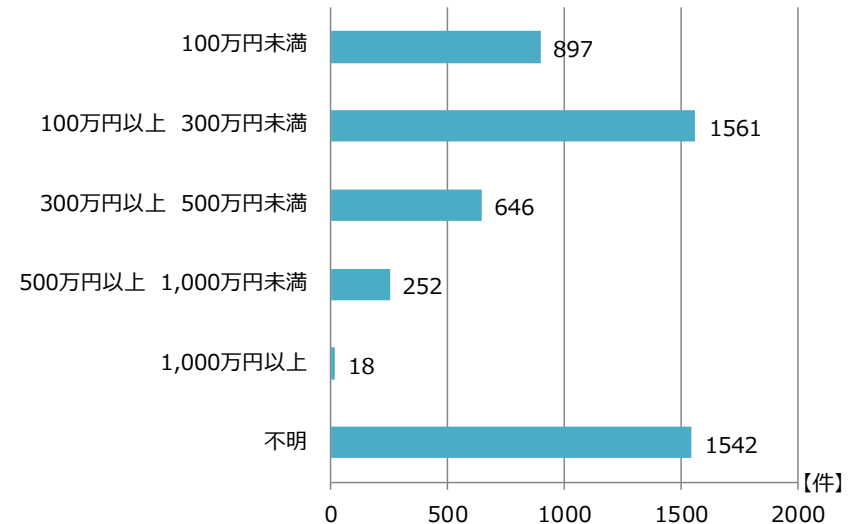
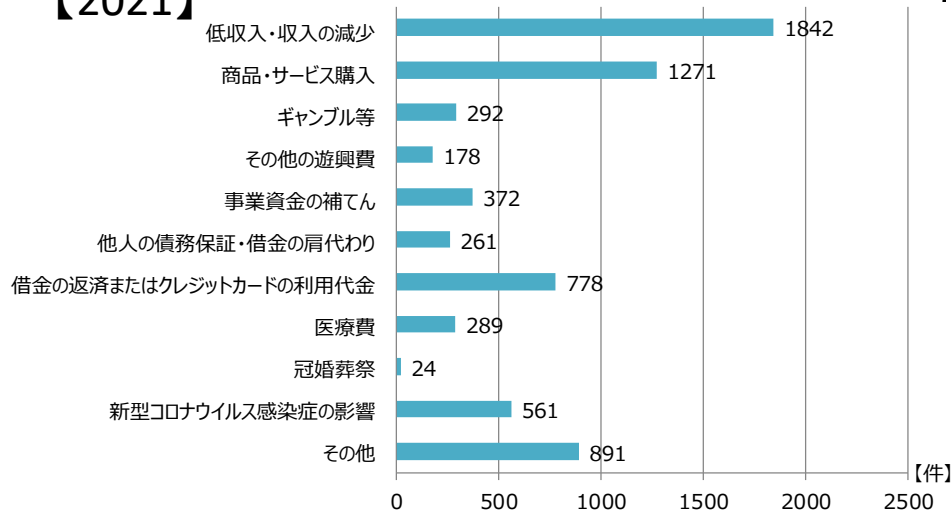
## 2. 財務局等に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(2)

■相談者の借金をしたきっかけ（複数回答可）

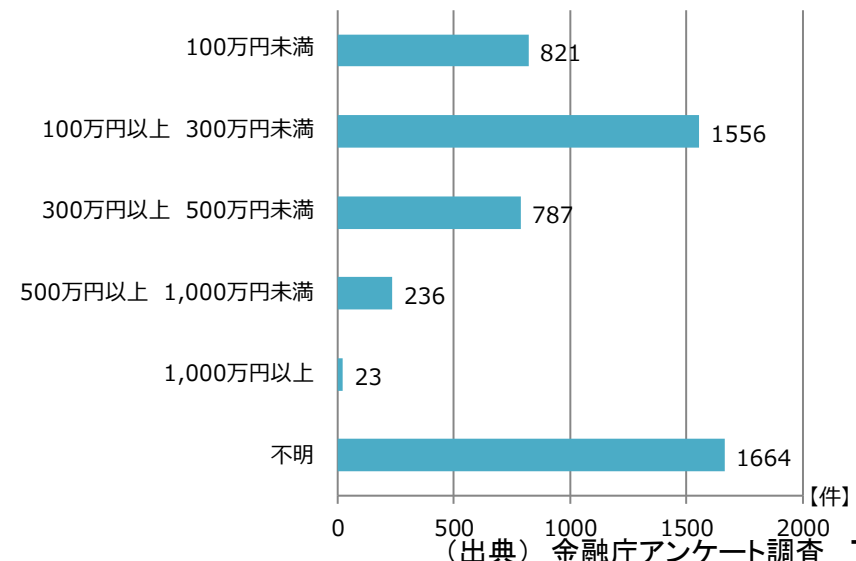
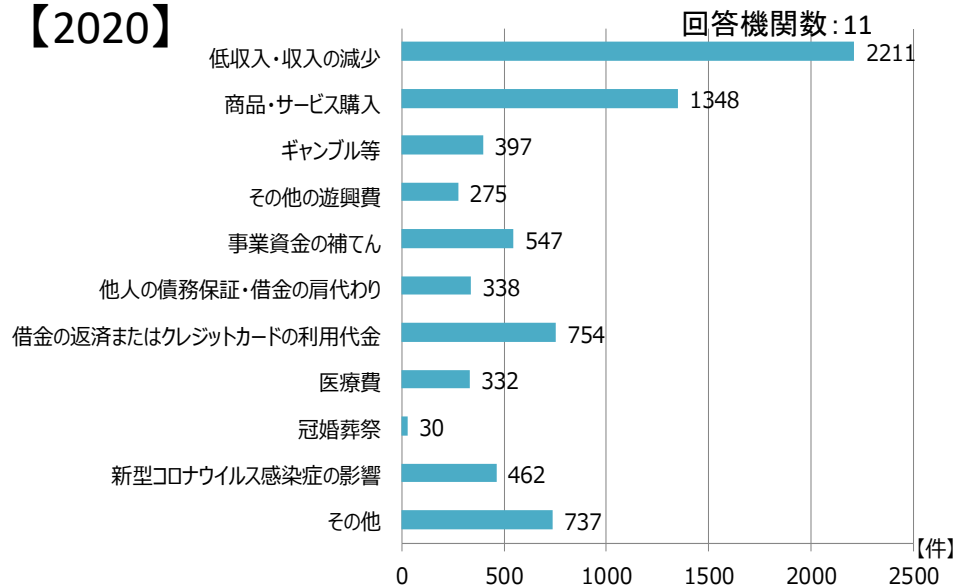
回答機関数：11

■相談者の年収（年収は世帯年収とする）

【2021】



【2020】





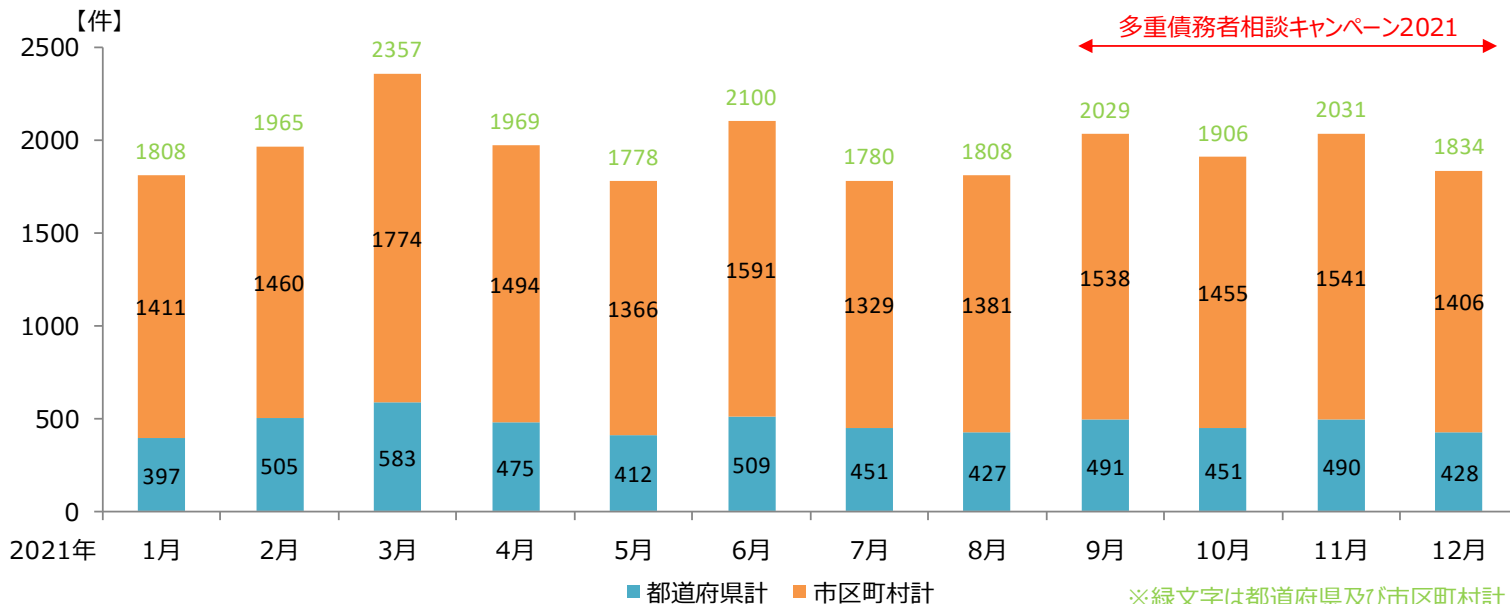
### 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(1)

■ 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談件数の月別推移

【2021】

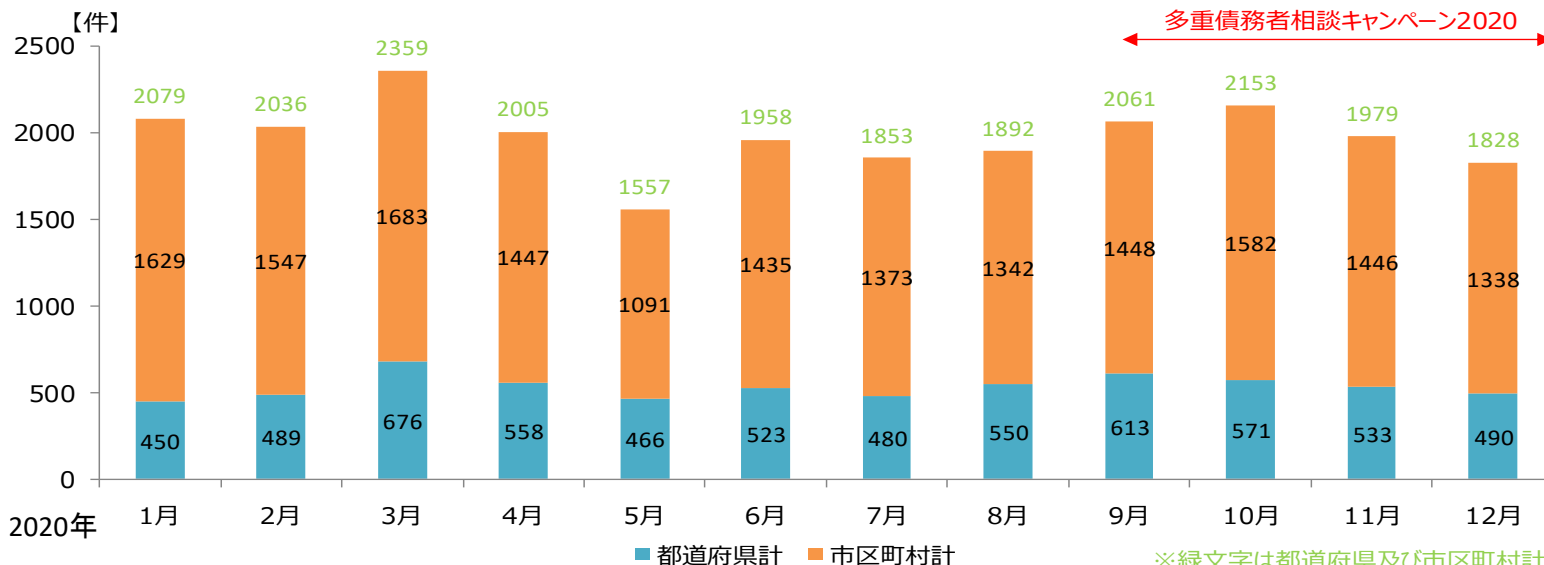
回答機関数  
都道府県:44  
市区町村:1130

※複数の自治体が広域連携をしている場合、相談受付担当自治体のみ回答。以後のページも同様。



【2020】

回答機関数  
都道府県:40  
市区町村:1192



### 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(2)

#### ■ 相談者の借金をしたきっかけ (複数回答可)

【2021】

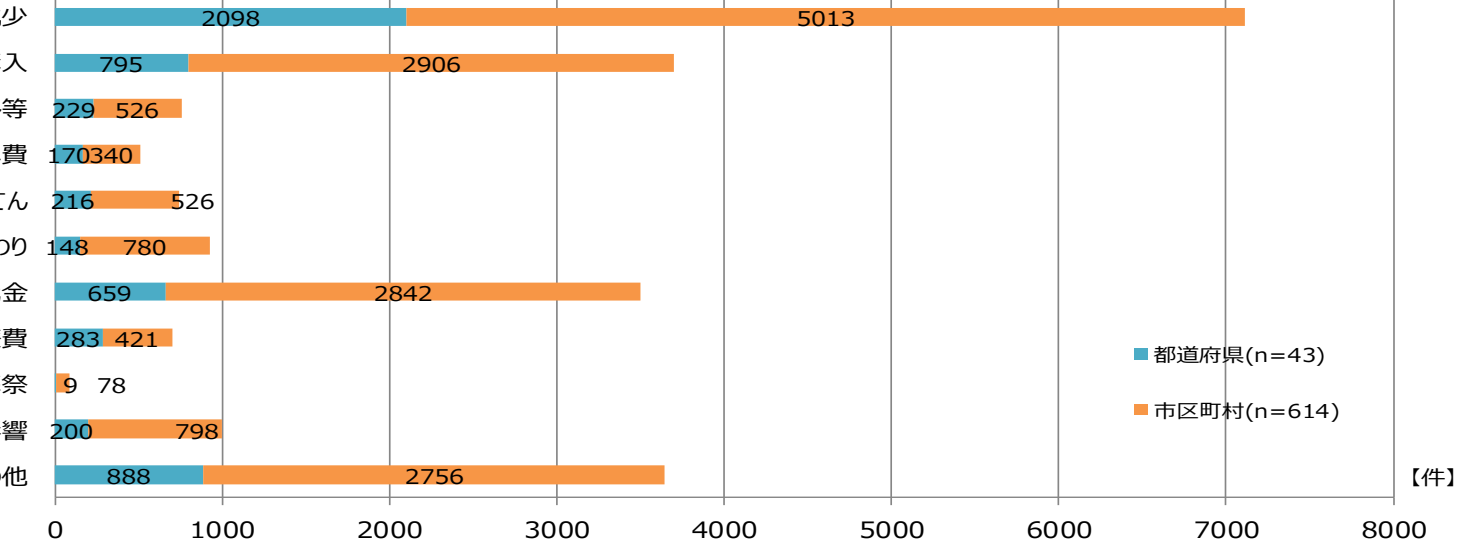
回答機関数

都道府県:43

市区町村:614

※相談が1件以上あつた自治体等のみ回答。

低収入・収入の減少



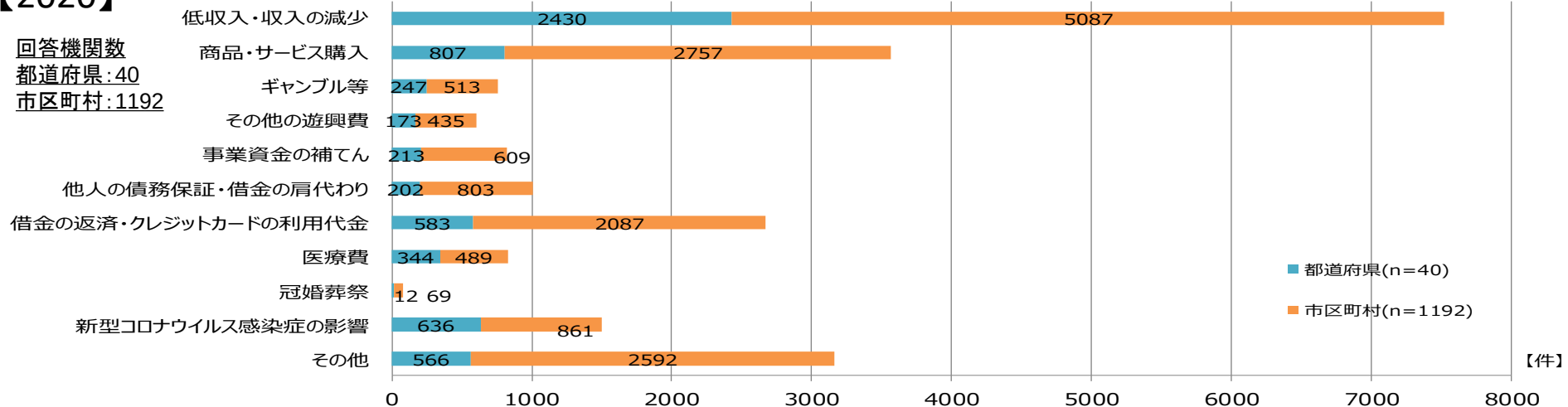
【2020】

回答機関数

都道府県:40

市区町村:1192

低収入・収入の減少

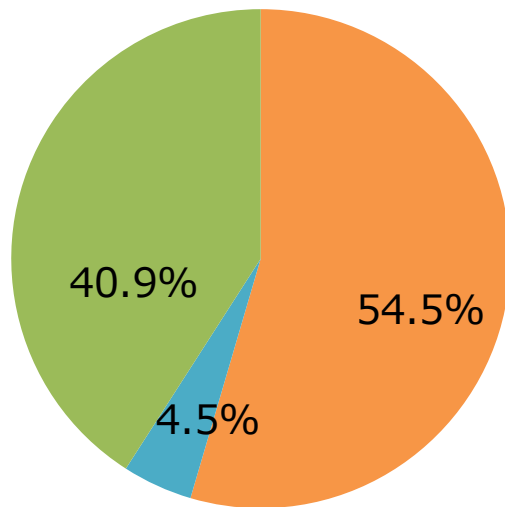


### 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(3)

「多重債務者相談強化キャンペーン2021」における生活困窮者自立支援事業と相談窓口との連携状況（都道府県）

#### ■ 都道府県における連携状況

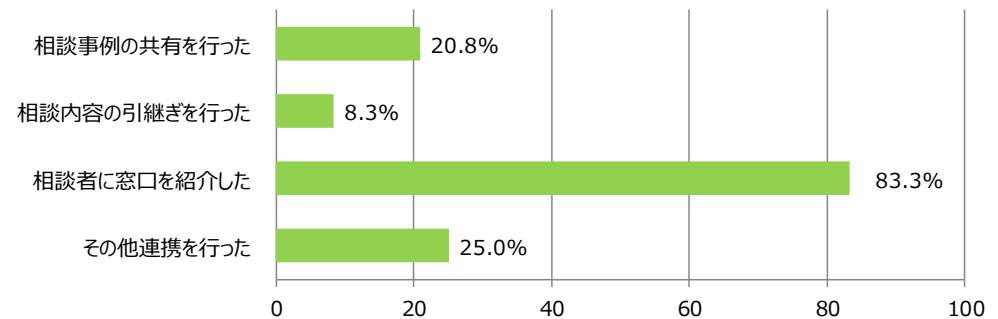
(n=44)



- 連携を行った
- 連携を行わなかった
- 該当する相談がなかった

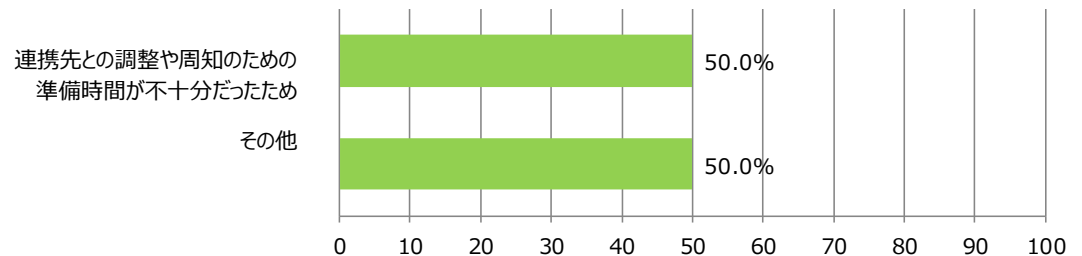
#### <連携の内容（複数回答可）>

(n=24)



#### <連携を行わなかった理由（複数回答可）>

(n=2)

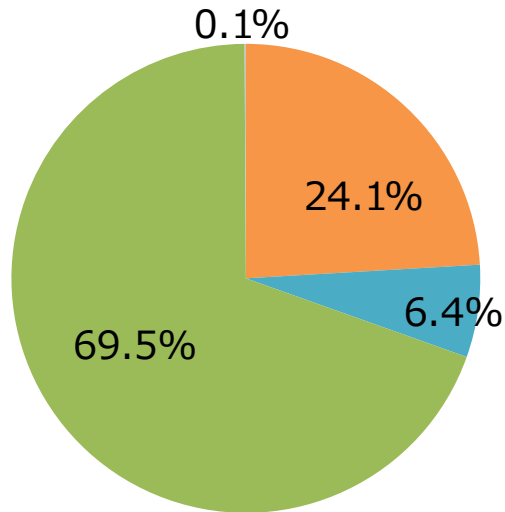


### 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(3)

「多重債務者相談強化キャンペーン2021」における生活困窮者自立支援事業と相談窓口との連携状況（市区町村）

#### ■ 市区町村における連携状況

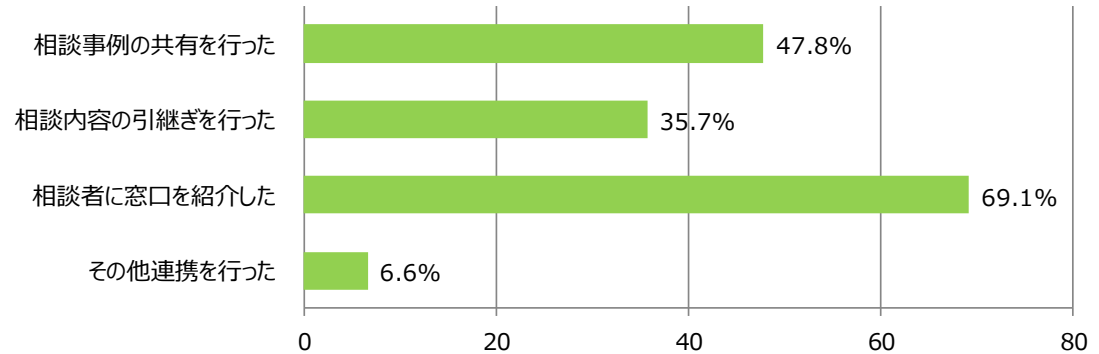
(n=1130)



- 連携を行った
- 連携を行わなかった
- 該当する相談がなかった
- 不明

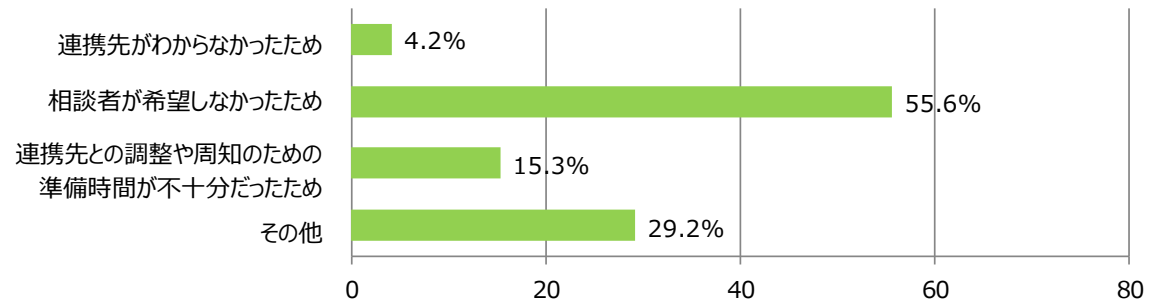
#### <連携の内容（複数回答可）>

(n=272)



#### <連携を行わなかった理由（複数回答可）>

(n=72)

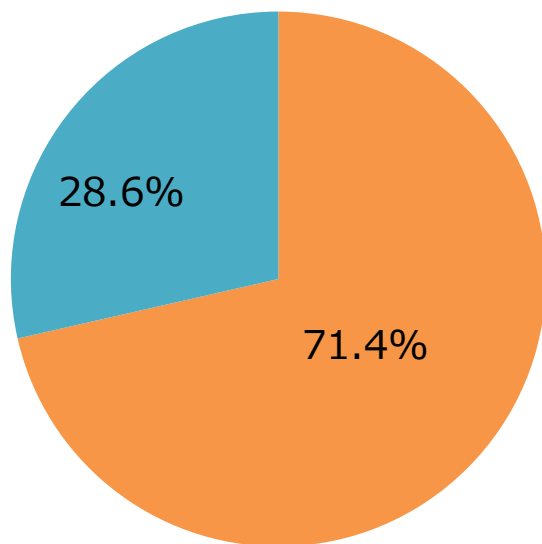


### 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(4)

ギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況（都道府県）

#### ■精神保健福祉センター・保健所との連携状況

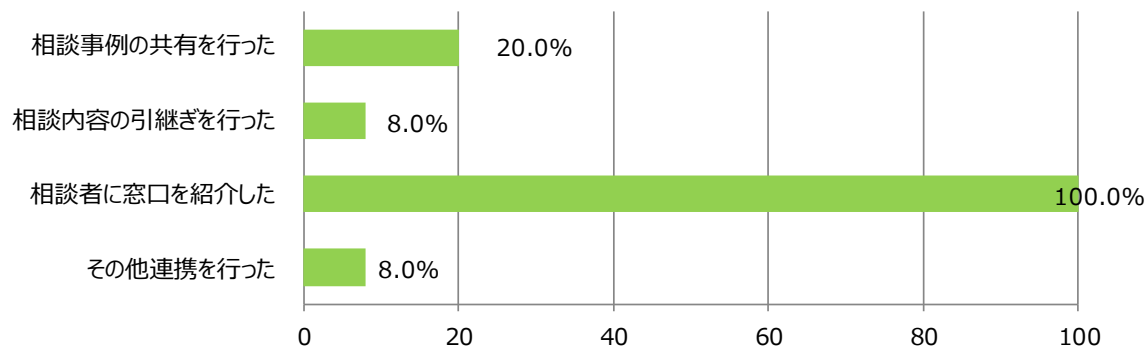
(n=35)



- 連携を行った
- 連携を行わなかった

#### <連携の内容（複数回答可）>

(n=25)



#### <連携を行わなかった理由（複数回答可）>

(n=10)



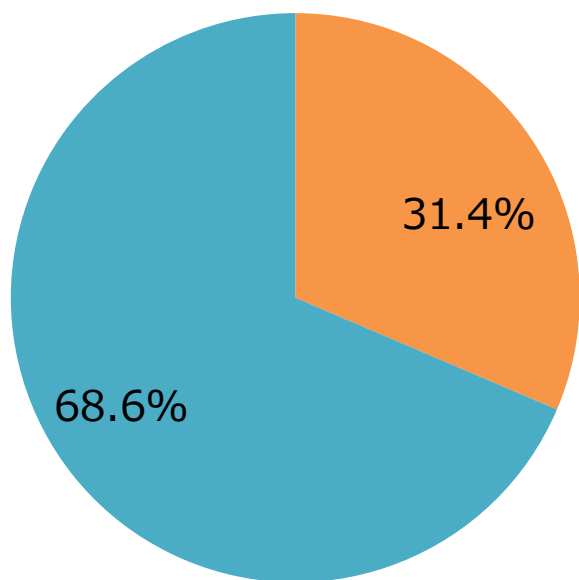
### 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(4)

#### ギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況（都道府県）

##### ■ 自助グループ等（※）との連携状況

（※）自助グループ等とは、依存症患者本人の集まり及び依存症回復施設を含むギャンブル等依存症の回復に資する情報提供、勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体を指す。

(n=35)

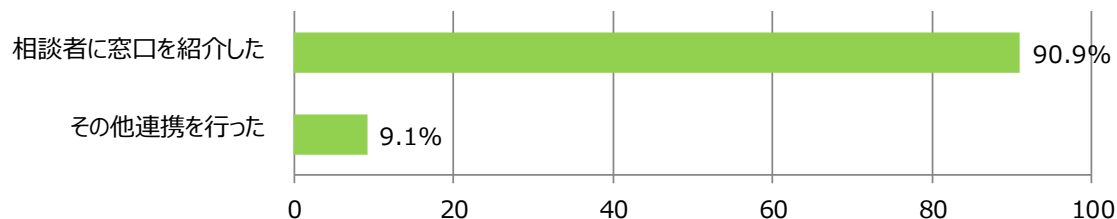


■ 連携を行った

■ 連携を行わなかった

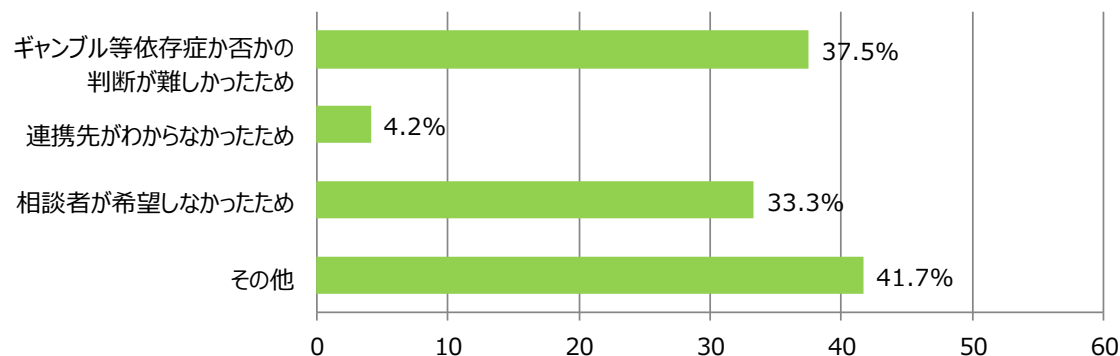
##### <連携の内容（複数回答可）>

(n=11)



##### <連携を行わなかった理由（複数回答可）>

(n=24)

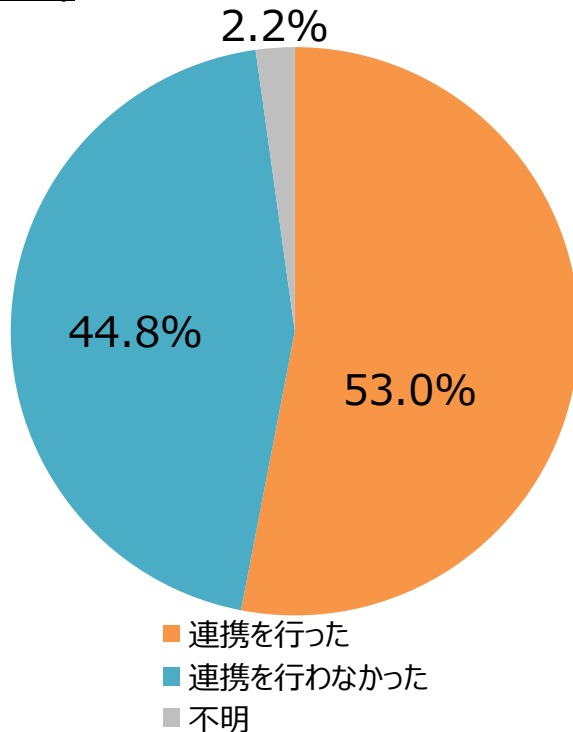


### 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(4)

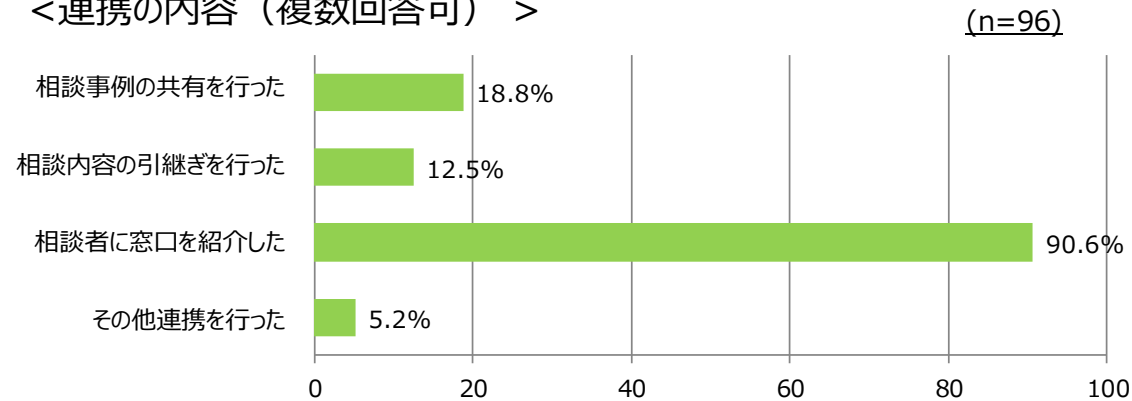
#### ギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況（市区町村）

##### ■精神保健福祉センター・保健所との連携状況

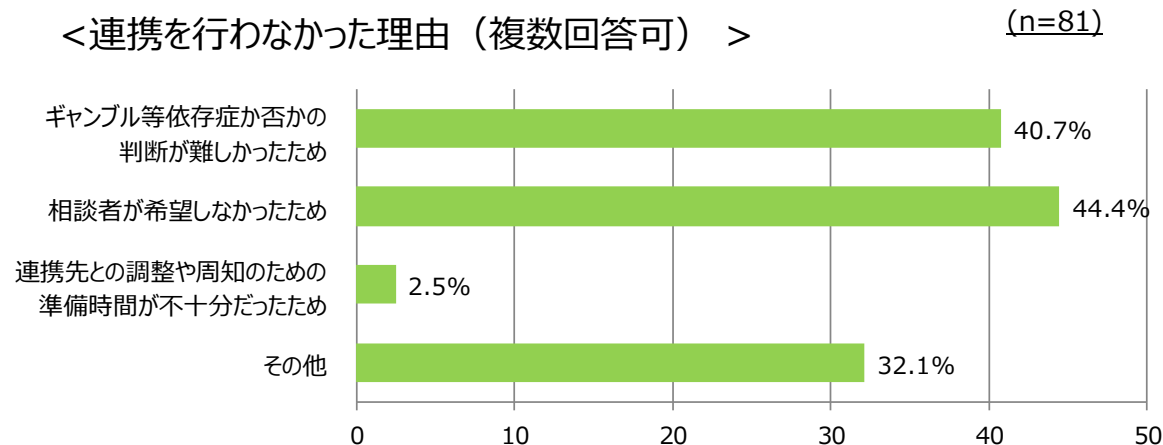
(n=181)



##### <連携の内容（複数回答可）>



##### <連携を行わなかった理由（複数回答可）>



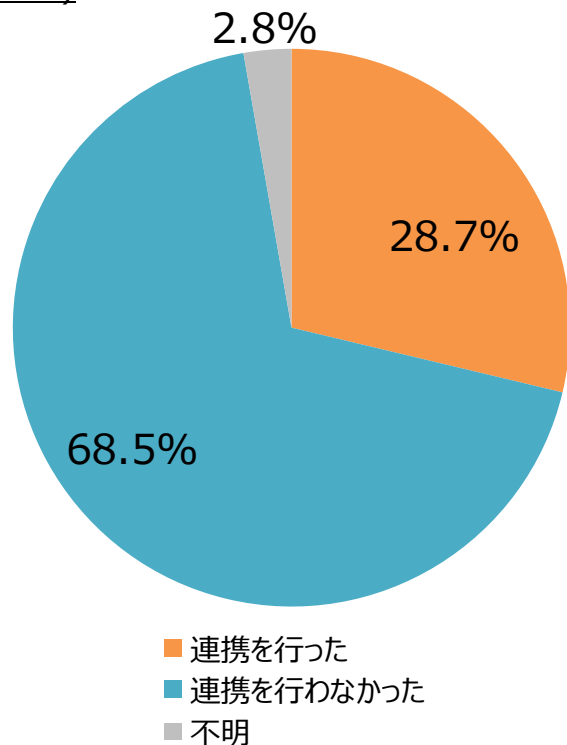
### 3. 地方自治体に寄せられた「多重債務」に関する相談の概況(4)

#### ギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況（市区町村）

##### ■ 自助グループ等（※）との連携状況

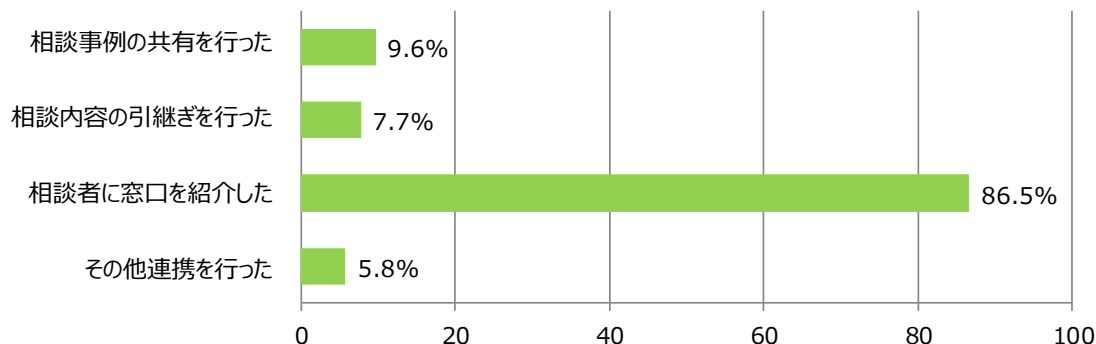
（※）自助グループ等とは、依存症患者本人の集まり及び依存症回復施設を含むギャンブル等依存症の回復に資する情報提供、勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体を指す。

(n=181)



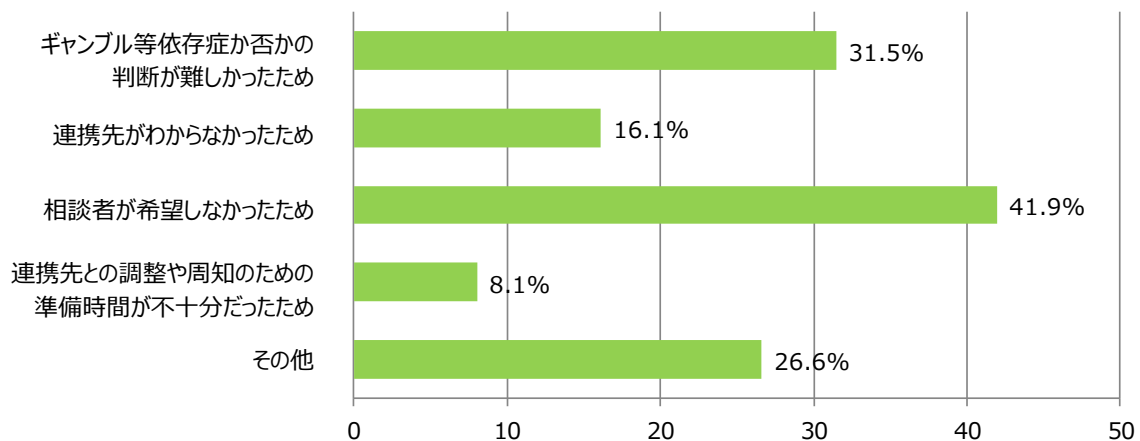
##### <連携の内容（複数回答可）>

(n=52)



##### <連携を行わなかった理由（複数回答可）>

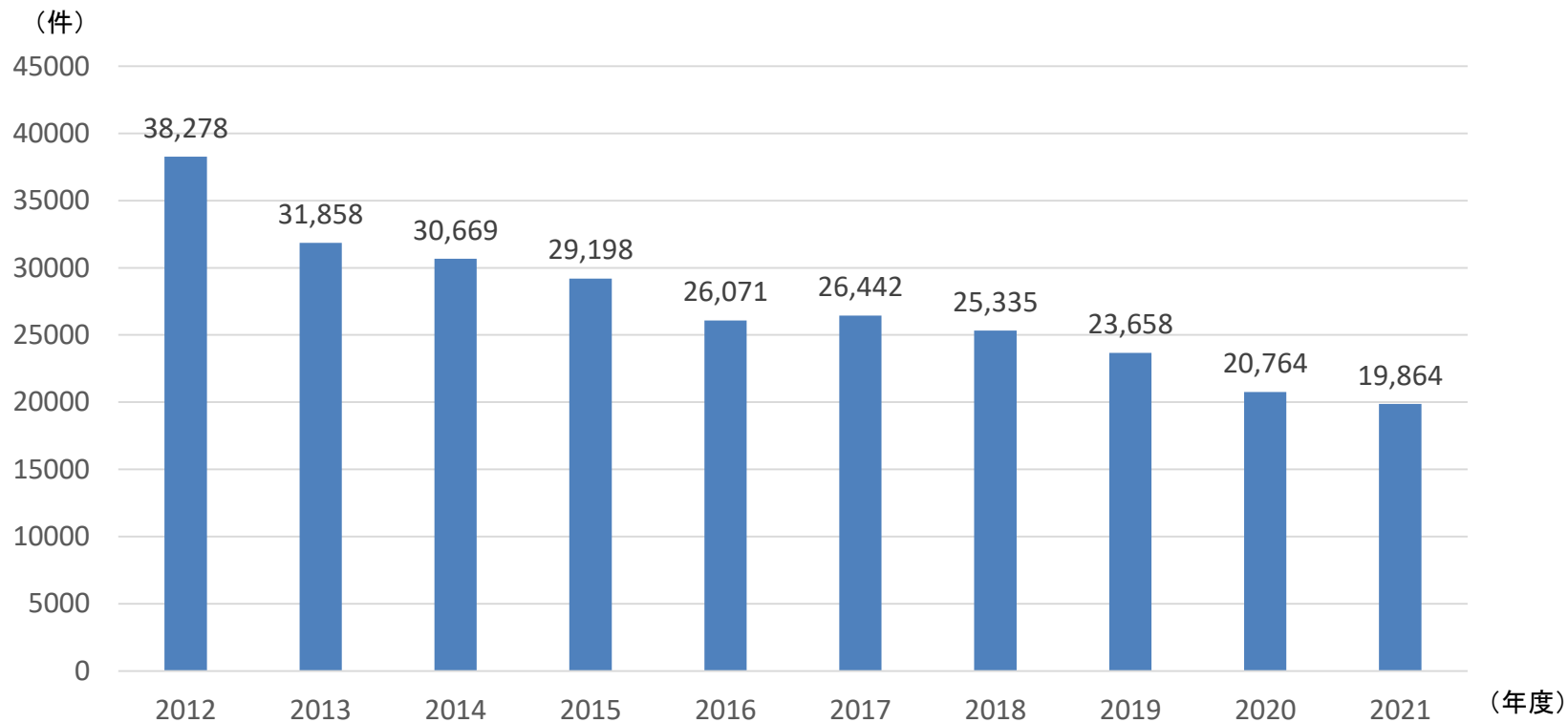
(n=124)





## 4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(1)

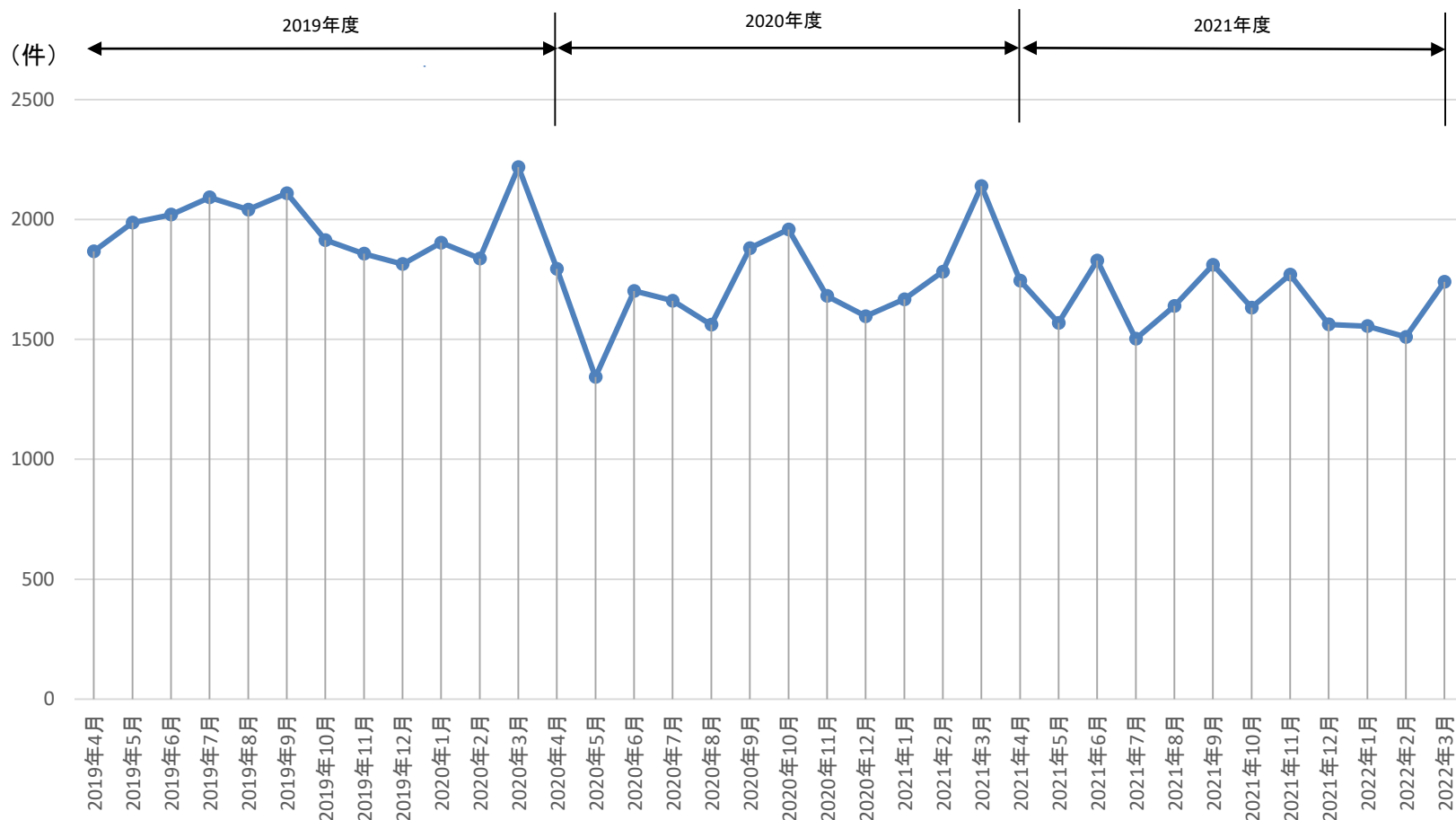
### 1－1. 相談件数(受付年度別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(2022年4月30日登録分まで)。

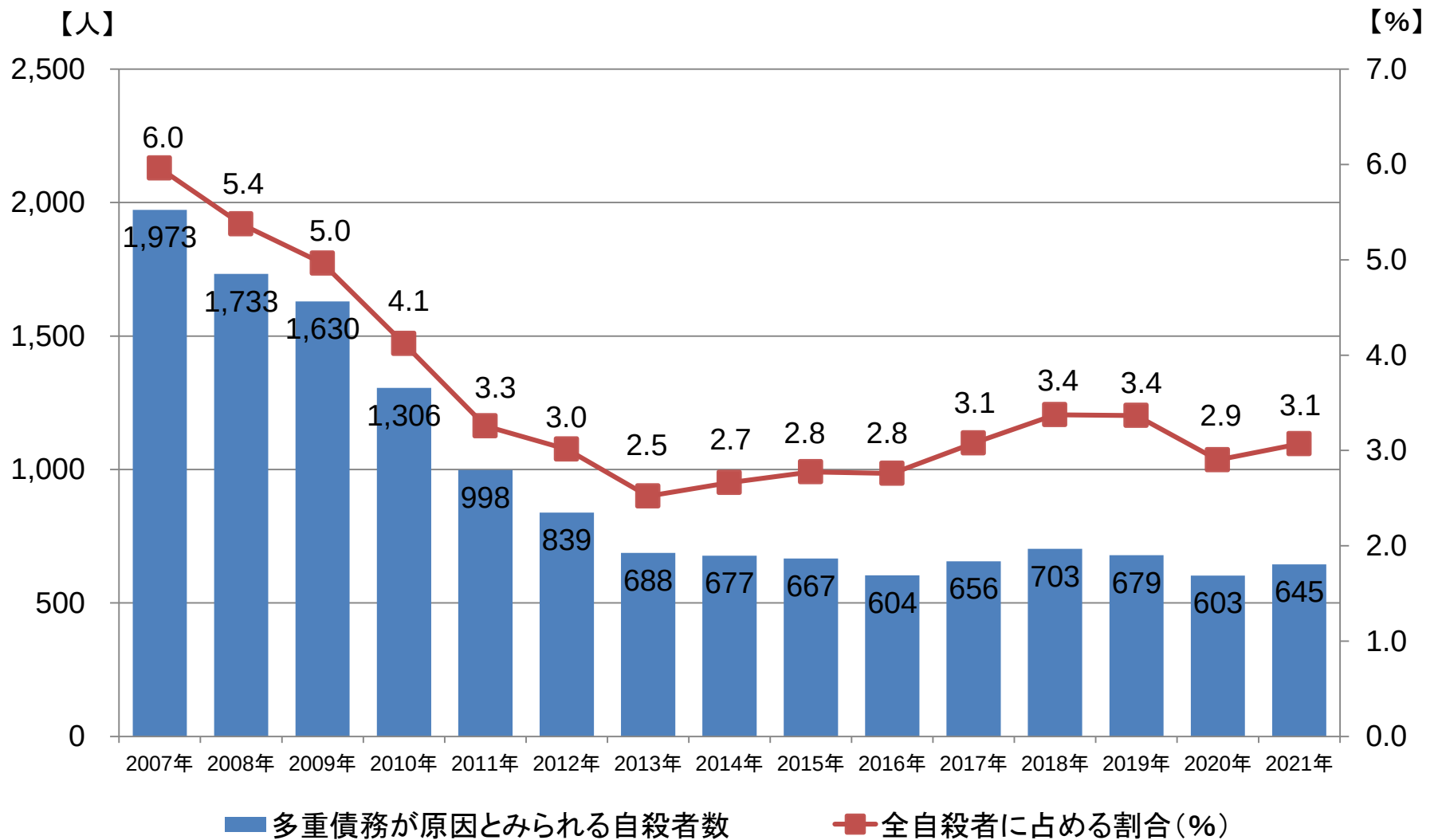
## 4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(2)

1－2. 相談件数(受付月別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センター等から寄せられた「多重債務」に関する相談件数(2022年4月30日登録分まで)。

## 5. 多重債務が原因とみられる自殺者数（1）



厚生労働省、警察庁統計を基に作成

## 5. 多重債務が原因とみられる自殺者数（2）

■ 2021年中の年齢階級別、職業別の自殺者数（原因・動機が多重債務の者のうち）

### （1）年齢階級別自殺者数

| 年齢階級別<br>原因・動機別 |   | ～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70～79歳 | 80歳～ | 不詳 | 合計  |
|-----------------|---|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|----|-----|
| 負債<br>（多重債務）    | 計 | 0    | 102    | 135    | 162    | 136    | 81     | 24     | 5    | 0  | 645 |
|                 | 男 | 0    | 95     | 128    | 152    | 128    | 73     | 19     | 3    | 0  | 598 |
|                 | 女 | 0    | 7      | 7      | 10     | 8      | 8      | 5      | 2    | 0  | 47  |

### （2）職業別自殺者数

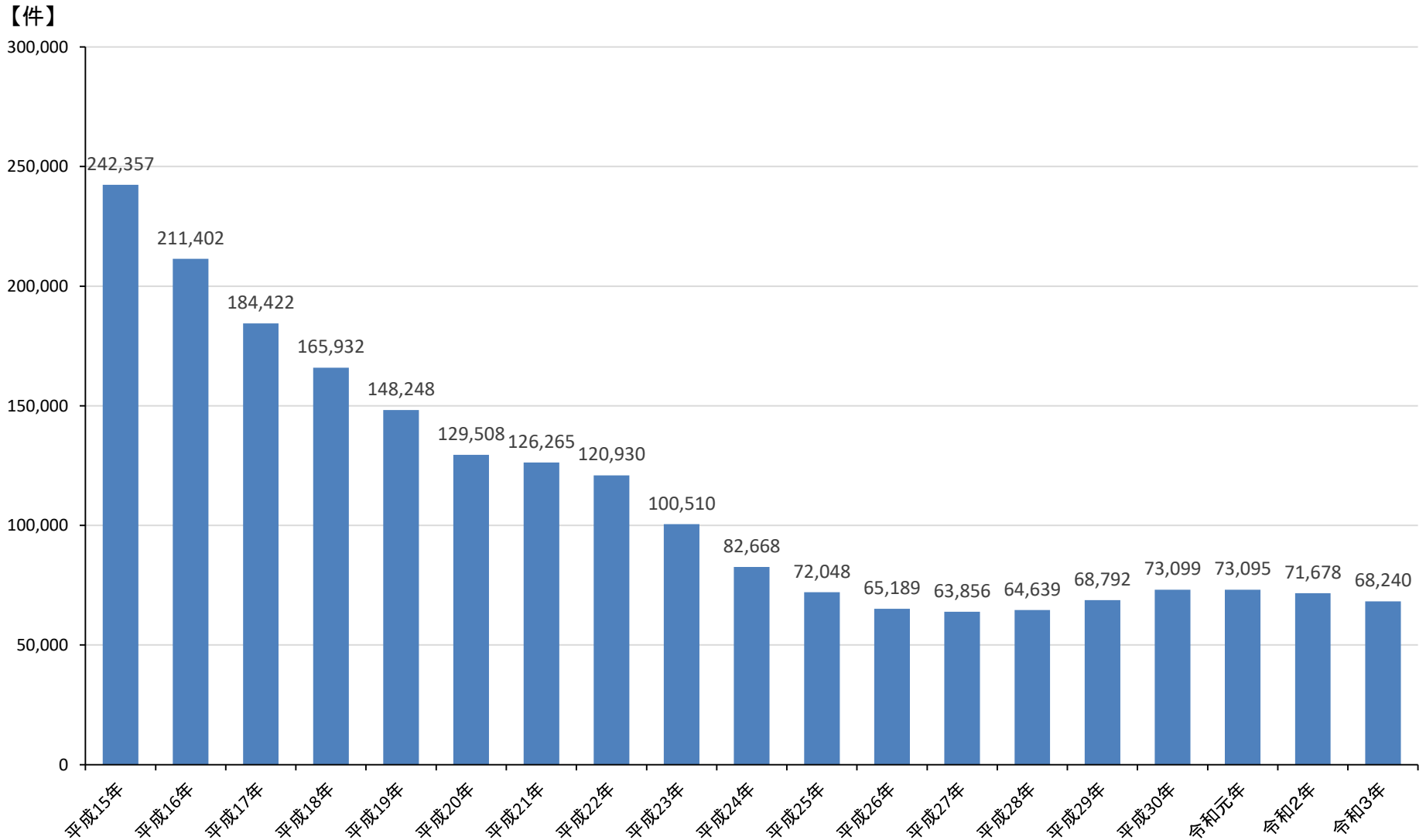
| 職業別<br>原因・動機別 |   | 自営業・家族従業者  |          |          |              |            |           |              | 自営業・<br>家族従業者<br>合計 | 被雇用者・勤め人 |                  |                      |     | 被雇用者・勤め人                   |                   |                          |       |          |                   |                    |             |                    |           |                  |            |                   |    |
|---------------|---|------------|----------|----------|--------------|------------|-----------|--------------|---------------------|----------|------------------|----------------------|-----|----------------------------|-------------------|--------------------------|-------|----------|-------------------|--------------------|-------------|--------------------|-----------|------------------|------------|-------------------|----|
|               |   |            |          |          |              |            |           |              |                     | 専門・技術職   |                  |                      |     | 管理的職業                      |                   | 事務職                      | 販売従事者 |          |                   | サービス従事者            |             |                    |           |                  |            |                   |    |
|               |   | 農・林・<br>漁業 | 販売<br>店主 | 飲食<br>店主 | 土木・建<br>築業自営 | 不動産業<br>自営 | 製造業<br>自営 | その他の<br>自営業主 |                     | 教員       | 医療・<br>保健<br>従事者 | 芸能人・<br>プロスポ<br>ーツ選手 | 弁護士 | 議員・知<br>事・課長<br>以上の<br>公務員 | 会社・公<br>団等の<br>役員 | 会社・公<br>団等の<br>部長・課<br>長 | 事務員   | 販売店<br>員 | 外交員<br>セールスマ<br>ン | 露店・行<br>商・廃品<br>回収 | 美容師・<br>理容師 | 調理人・<br>バーテン<br>ダー | 飲食店店<br>員 | ホステ<br>ス・ホス<br>ト | 遊技場等<br>店員 | その他の<br>サービス<br>職 |    |
| 負債<br>(多重債務)  | 計 | 13         | 6        | 9        | 30           | 4          | 8         | 46           | 116                 | 2        | 8                | 0                    | 0   | 11                         | 2                 | 9                        | 4     | 16       | 18                | 15                 | 1           | 3                  | 3         | 9                | 1          | 3                 | 26 |
|               | 男 | 13         | 6        | 9        | 30           | 4          | 8         | 42           | 112                 | 2        | 6                | 0                    | 0   | 11                         | 2                 | 9                        | 4     | 12       | 13                | 15                 | 1           | 2                  | 1         | 8                | 1          | 3                 | 24 |
|               | 女 | 0          | 0        | 0        | 0            | 0          | 0         | 4            | 4                   | 0        | 2                | 0                    | 0   | 0                          | 0                 | 0                        | 0     | 4        | 5                 | 0                  | 0           | 1                  | 2         | 1                | 0          | 0                 | 2  |

| 原因・動機別       |   | 被雇用者・勤め人         |              |                       |           |                   |             |                      |                   |           |           |                   |             |                   |     |     | 被雇用者・勤め人<br>合計 | 有職者<br>合計 |
|--------------|---|------------------|--------------|-----------------------|-----------|-------------------|-------------|----------------------|-------------------|-----------|-----------|-------------------|-------------|-------------------|-----|-----|----------------|-----------|
|              |   | 技能工              |              |                       |           |                   |             |                      | 保安従事者             |           | 通信運輸従事者   |                   | 労務作業者       |                   |     |     |                |           |
|              |   | 建設職<br>人・配管<br>工 | 輸送・精<br>密機械工 | 機械工(輸<br>送・精密<br>を除く) | 金属加工<br>工 | 食品・衣<br>料品製造<br>工 | その他の<br>技能工 | 警察官・自<br>衛官・消防<br>士等 | その他の<br>保安従事<br>者 | 運輸従事<br>者 | 通信従事<br>者 | 土木建設<br>労務作業<br>者 | 運搬労務<br>作業者 | その他の<br>労務作業<br>者 | その他 |     |                |           |
| 負債<br>(多重債務) | 計 | 8                | 5            | 11                    | 5         | 4                 | 24          | 7                    | 9                 | 15        | 2         | 29                | 9           | 49                | 42  | 350 | 466            |           |
|              | 男 | 8                | 5            | 11                    | 5         | 4                 | 23          | 7                    | 9                 | 15        | 2         | 29                | 8           | 46                | 40  | 326 | 438            |           |
|              | 女 | 0                | 0            | 0                     | 0         | 0                 | 1           | 0                    | 0                 | 0         | 0         | 0                 | 1           | 3                 | 2   | 24  | 28             |           |

| 職業別<br>原因・動機別 |   | 無職     |     |     |     |     |        |             |     |     |              | 無職          |     |         |          |     | 無職<br>合計 | 不詳 | 合計 |
|---------------|---|--------|-----|-----|-----|-----|--------|-------------|-----|-----|--------------|-------------|-----|---------|----------|-----|----------|----|----|
|               |   | 学生・生徒等 |     |     |     |     |        | 学生・生徒等<br>計 | 無職者 |     |              | 無職者         |     |         | 無職者<br>計 |     |          |    |    |
|               |   | 未就学児童  | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 大学生 | 専修学校生等 |             | 主婦  | 失業者 | 利子・配当・家賃等生活者 | 年金・雇用保険等生活者 | 浮浪者 | その他の無職者 |          |     |          |    |    |
| 負債<br>(多重債務)  | 計 | 0      | 0   | 0   | 0   | 2   | 1      | 3           | 3   | 34  | 0            | 28          | 2   | 91      | 158      | 161 | 18       | 64 |    |
|               | 男 | 0      | 0   | 0   | 0   | 2   | 1      | 3           | 0   | 33  | 0            | 21          | 2   | 86      | 142      | 145 | 15       | 59 |    |
|               | 女 | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0      | 0           | 3   | 1   | 0            | 7           | 0   | 5       | 16       | 16  | 3        | 4  |    |

（出典）厚生労働省・警察庁統計

## 6. 自然人の自己破産事件の新受件数



(出典) 令和2年までは司法統計年報、令和3年は司法統計月報(速報値)

## Ⅱ ヤミ金融への対応

---

## 7. 様々な形態の取引への対応

### ■新たな形態のヤミ金融に関する注意喚起の推進

- いわゆる「**先払い買取現金化**」に関するリーフレットを新たに作成し、広く一般への配布を通じた注意喚起を実施
- 最近のヤミ金融の手口（SNS個人間融資、後払い現金化、先払い買取現金化）について、政府広報テレビ等の既存の媒体を活用し、積極的な周知広報を実施
- 金融庁公式Twitter等のSNSを活用し、特に若年者を対象とした注意喚起を実施

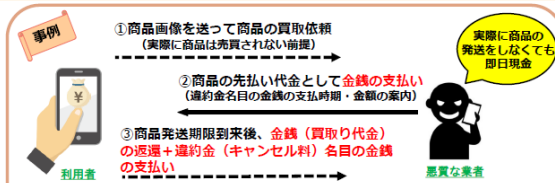
### ■注意喚起の実施

#### 金融庁リーフレット（抜粋）

**商品の買取りをうたって高額な違約金を請求する悪質な業者にご注意ください！**

高額な違約金（キャンセル料）を支払う前提で、商品買取業者からお金を受け取っていませんか？  
そのお金、ヤミ金融からの借金かもしれません！

いわゆる「**先払い買取**」現金化に**要注意**！



⚠商品売買を装っていても、その経済的な実態が貸付けであり、業として行う場合には、**貸金業に該当するおそれ**（※）があります。  
（※）個別具体的な実態を踏まえて判断する必要があります。  
貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、**違法なヤミ金融業者（罰則の対象）**です。（10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科（貸金業法第47条第2号））



#### 政府広報テレビ



#### 若年者向け注意喚起



最近のヤミ金融の特徴③⇒「給与ファクタリング」「個人間融資」「後払い（ツケ払い）現金化」などの勧誘・広告の場合は、ヤミ金融の場合があるので要注意！  
[fsa.go.jp/ordinary/chuui...](https://fsa.go.jp/ordinary/chuui...)

**18歳、19歳のあなたに伝えたい!!**

令和4年4月から、18歳で成年（成人）となります。自分ひとりで契約ができるようになり、色んな勧誘・誘惑に接する機会も増えるかも。

「後払いでお金を借りた」  
「後払いでお金を借りた」  
「後払いでお金を借りた」

お金を借りることもできるけど、借りすぎには要注意!!

- ★過貸、過借費、キャンセルなどのために、軽い気持ちで高金利の借金はしない
- ★収入の範囲内で生活すると、高金利の借金を避けることが大事
- ★借金返済のための借金はしない（多重債務に陥り、借金返済が困難に）
- ★自分だけは大丈夫!とは思わずに、誰でも多重債務に陥る危険性はある

お金を借りる場合は無理のない返済が絶対条件! 払いきれない金利の借金はしない! 複数の金融機関を比較・検討し、毎月の返済額や返済期間を必ず確認してください。

そして何より...

**絶対に、絶対に、違法な高金利業者（ヤミ金融）は利用しないでください!**

ヤミ金融からお金を借りると...

過剰な取立て や 払いきれない高金利 により、あなたの生活が破たん するおそれがあります!

最近のヤミ金融の特徴

- ★インターネット取引やSNSを利用した新たな手口!
- ★「誰でも」「簡単に」「今すぐに」などの甘い言葉でお金を貸そうとしてくるので、ヤミ金融の場合があると知っていないと、つい手を出してしまうことがあるかも...
- ★「給与ファクタリング」「個人間融資」「後払い（ツケ払い）現金化」などの勧誘・広告の場合は、ヤミ金融の場合があるので要注意!

## 7. 様々な形態の取引への対応（SNS個人間融資）

### ■ SNS個人間融資に関する悪質な書き込みへの直接返信の実施

- Twitterにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書き込みに対し、金融庁公式アカウントから直接返信することで、個別にも注意喚起(2019年11月～)。
- 2021年8月より、Twitterに加え、Instagramにおいても直接返信を開始。
- これまでに600件を超える数の直接返信を実施し、注意喚起対象アカウント情報は捜査当局へ提供するとともに運営会社へ報告。これらの取組みにより、その7割以上でアカウントが削除・凍結されるなどの効果がみられている。
- 悪質な書き込みを継続しているアカウントに対しては、再度注意喚起を実施。

### ○ 直接返信の例

#### 個人間融資の勧誘を行っている書き込み

● 個人融資  
本日まだまだ間に合います  
お金にお困りの方即日対応させていただきますので希望金額DM下さい  
完全個人なので少人数ですが力になります。  
相談だけでも結構です  
今は手が空いてますので直ぐ対応出来ます  
主婦、風俗、夜職、個人融資、ブラック、貸します、貸して下さい、個人間融資17

Translate Tweet  
2:01 PM · Nov 8, 2019 · Botbird tweets

#### 金融庁公式アカウントからの直接返信

金融庁個人間融資対策 @fsa\_P2PL  
Replying to @  
こちらは金融庁です。SNS等で勧誘し、お金の貸し借りをを行う「個人間融資」は、たとえ個人が行う場合であっても、貸金業法の規定に抵触する場合がありますので、ご注意ください。

Translate Tweet



### ○ 直接返信の実施状況（2022年5月17日現在）

直接返信数：601件

- ・ アカウントが削除又は凍結されたもの：439件（73.0%）
- ・ 投稿が削除されたもの：54件（12.3%）



### Ⅲ 成年年齢引下げを踏まえた対応

---

## 8. 成年年齢引下げ後の若年者向け情報発信等(1)

2022年1月、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」開催



### ■ 成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－

成年年齢引下げ後の若年者に対する消費者教育は、高等学校段階のみならず、小・中学校や社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組むほか、親世代を含めた若年者周辺の人への啓発等に取り組む。(2022年度以降、今後3年間の計画)

消費者庁

法務省

文部科学省

金融庁

4省庁が連携して成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けた取組を推進

### I 実践的な取組の推進・環境整備

#### 1. 学校等における消費者教育の推進

##### (1) 高等学校等における消費者教育の推進

- 学習指導要領の趣旨の周知・徹底
- 実践的な消費者教育等の推進
- 教員の養成・研修の推進 等

##### (2) 大学等における消費者教育の推進

- 消費生活センター等と連携、実務経験者の活用の促進
- 学生に対する消費者被害防止に向けた指導
- 金融経済教育講座の実施 等

##### (3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進

- 新人研修等を活用した消費者教育の促進 等

#### 2. 若年者に対する広報・啓発 (注意喚起・情報発信等)

- 若年者の消費生活相談の状況等を踏まえた注意喚起
- 若年者が社会の一員として相互に情報共有する活動の推進
- 成人式、入学時ガイダンス等を活用した情報発信
- シンポジウム等を活用した啓発
- SNS等を活用した情報発信 等

#### 3. 若年者を支える社会的な環境の整備

- 消費者ホットライン188の周知広報
- 若年者が相談しやすい体制整備及び周知
- 親世代を含めた若年者周辺の人への啓発・情報発信 等

### II コンテンツの充実・活用の促進

- 動画、教材等のSNS、ウェブサイト・ポータルサイト等を通じ活用促進 等

### III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

- 各施策の進捗状況を毎年度フォローアップ
- 進捗状況や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ見直し 等

## 8. 成年年齢引下げ後の若年者向け情報発信等(2)

### ■ 消費者被害の防止に資する若年者や若年者の保護者向け情報発信

- ✓ 毎年5月の消費者月間において、成年年齢引下げに係るテーマを設定。また、消費者被害防止の観点から、若年者が情報源として信頼を寄せる若年者の保護者向けにセミナー動画を作成・配信。
- ✓ 若年者の消費者被害の未然防止を図る観点から、SNS上の広告を活用し、注意喚起情報を発信。

#### 消費者月間シンポジウム開催案内

令和4年度 **消費者月間シンポジウム**

考えよう！大人になるとできること、気を付けること  
～18歳から大人に～

**日時** 5月20日(金) 14:00～16:20

**参加方法** 会場参加、オンライン参加から選択(要申込)

**会場** 全国都市会館 3階 第1会議室ほか  
(東京都千代田区平河町2-4-2)

**プログラム**

- 動画視聴 令和4年度消費者月間 保護者向け消費者被害防止セミナー(ダイジェスト版)「18歳から大人」ってどういうこと?～菊間弁護士に聞いてみよう～
- 講演 「成年年齢引下げと最近の消費行動の動き」  
【講演者】 消費者庁 長官 伊藤 明子
- 分科会  
グループA 「取引のデジタル化」  
【説明者】 消費者庁担当者  
グループB 「緊急時対応(新型コロナウイルス感染症対策、孤独・孤立対策等)」  
【説明者】 消費者庁担当者  
グループC 「エシカル消費」  
【説明者】 消費者庁担当者  
※分科会は、参加者を入れ替えて、同じテーマで2回実施します。

令和4年度消費者月間ポスター

#### 保護者向けセミナー動画

今年度の消費者月間では、  
令和4年度消費者月間保護者向け消費者被害防止セミナー動画  
「18歳から大人」ってどういうこと?  
～菊間弁護士に聞いてみよう～  
の動画を配信します。

配信日時: 5月中旬開始  
配信先: 消費者庁YouTube公式アカウント  
出演者: 菊間千乃弁護士

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。若者の積極的な社会参加を促す一方で、消費者被害の増加が懸念されています。

2021年9月の電通調査によると、若者に誰からの情報を信頼するかと聞いたところ、男女ともに「親」からの情報が上位となりました。更に10代に限ってみると男女ともに親が1位という結果でした。

消費者庁では、上記調査を踏まえ、10代後半～20代前半の子を持つ親世代向けのセミナーを配信します。

若者にとって「親」は頼れる情報源

#### SNS上の広告を活用した注意喚起情報

消費者庁 18歳から大人! ~2022年4月 成年年齢引き下げ~

トラブルの王様  
君はTRICKを見破れるか!?

www.famous.bland.bicycle.co.jp.uso  
Famous Brand Bicycle  
—公式ECサイト—

これこそ本物の走りだ!

あなたにオススメの商品はこちら▼

驚きのトラブル体験談は、消費者庁 公式LINE[若者ナビ!]をチェック

## 9. 成年年齢引下げを踏まえた金融機関への対応等 (貸金業者への対応)

成年年齢の引下げに関する関係閣僚会合（令和4年1月7日開催）において取りまとめられた「若年者の消費者被害等を防止するための主な施策」の抜粋

● 貸金業協会における自主ガイドライン（収入の状況を示す書類の確認等）の策定等を行う。（中略）過剰借入・与信防止の観点から当局の監督・検査により遵守状況をモニタリング。

- 自主規制機関である日本貸金業協会では、令和4年2月16日に自主ガイドラインを策定。貸金業者に対し、18歳、19歳の若年者への貸付は少額であっても収入の状況を示す書類の確認をすることなど、より丁寧な返済能力調査の実施を求めている。
- 自主ガイドラインの遵守状況は、当局の監督・検査によりモニタリングすることとされていることを踏まえ、同日、金融庁から貸金業者に対し、自主ガイドラインの遵守を要請。
- 令和4年4月以降、貸金業者による若年者への貸付状況（件数、残高等）を月次で把握。貸金業界における貸付動向等も踏まえつつ、引き続き、当局の監督・検査により、自主ガイドラインの遵守状況等をモニタリングしていく。

## 9. 成年年齢引下げを踏まえた金融機関への対応等 (関係団体(日本貸金業協会等)と連携した新成人への啓発活動)

金融庁ウェブサイトにて成年年齢引下げに関する特設ページを開設  
(過剰借入・ヤミ金融に関する注意喚起や金融リテラシーの向上に役立つ情報を掲載)



18歳、19歳のあなたに伝えたい!!  
～成年年齢引下げを踏まえて～

令和4年4月から、18歳で成年（成人）となります。  
自分ひとりで契約ができるようになり、色んな勤労・活動に携わる機会も増えるかもしれません。  
お金を借りることも、ひとりでするようになりますが、借りすぎには要注意です。

- ★浪費、遊興費、ギャンブルなどのために、軽い気持ちで高金利の借金はしない
- ★収入の範囲内で生活すること、高金利の借金を避けることが大事
- ★借金返済のための借金はしない（多重債務に陥り、借金返済が困難になる）
- ★自分だけは大丈夫！とは思わないで（誰でも多重債務に陥る危険性はある）

お金を借りる場合は無理のない返済が絶対条件です。払いきれない金利で借金はしないでください。  
また、複数の金融機関を比較・検討し、毎月の返済額や返済期間を必ず確認してください。

そして何より、絶対に、絶対に、違法な高金利業者（ヤミ金融）は利用しないでください！  
ヤミ金融からお金を借りると、過剰な取立てや、払いきれない高金利により、あなたの生活が破たんするおそれがあります。

(2022年1月14日開設。金融庁ウェブサイトのトップページ(左の画像)から直接遷移可能。(※金融庁ウェブサイトより一部抜粋))

新成人向けクイズ動画の作成  
(過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起動画)



(2022年3月2日金融庁ウェブサイトにて公表。SNSに連日投稿。)

日本貸金業協会公式YouTubeチャンネルの開設  
(若者が巻き込まれやすい金融トラブル事例の動画を掲載)



(2022年3月18日開設。金融庁が後援。YouTube広告も実施。)



## 9. 成年年齢引下げを踏まえた金融機関への対応等 (銀行カードローンアンケート調査結果(2022年4月1日時点))

2022年4月1日時点、20歳未満の者へのカードローン商品の提供状況 (単位：行)

|                         | 都市銀行等<br>(5) (注1) | その他の銀行<br>(25) (注2) | 地銀<br>(63) | 第2地銀<br>(37) |
|-------------------------|-------------------|---------------------|------------|--------------|
| カードローン自体取扱なし            | 1                 | 12                  | 0          | 0            |
| 20歳未満の者に提供していない<br>(注3) | 4                 | 13                  | 63         | 37           |
| 今後20歳未満の者に提供予定<br>(注4)  | 0                 | 0                   | 0          | 0            |

(注1) 都市銀行等：三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行

(注2) その他の銀行：信託銀行、ネット銀行等

(注3) 新規に20歳未満の者に提供していない銀行(1行)を含む。

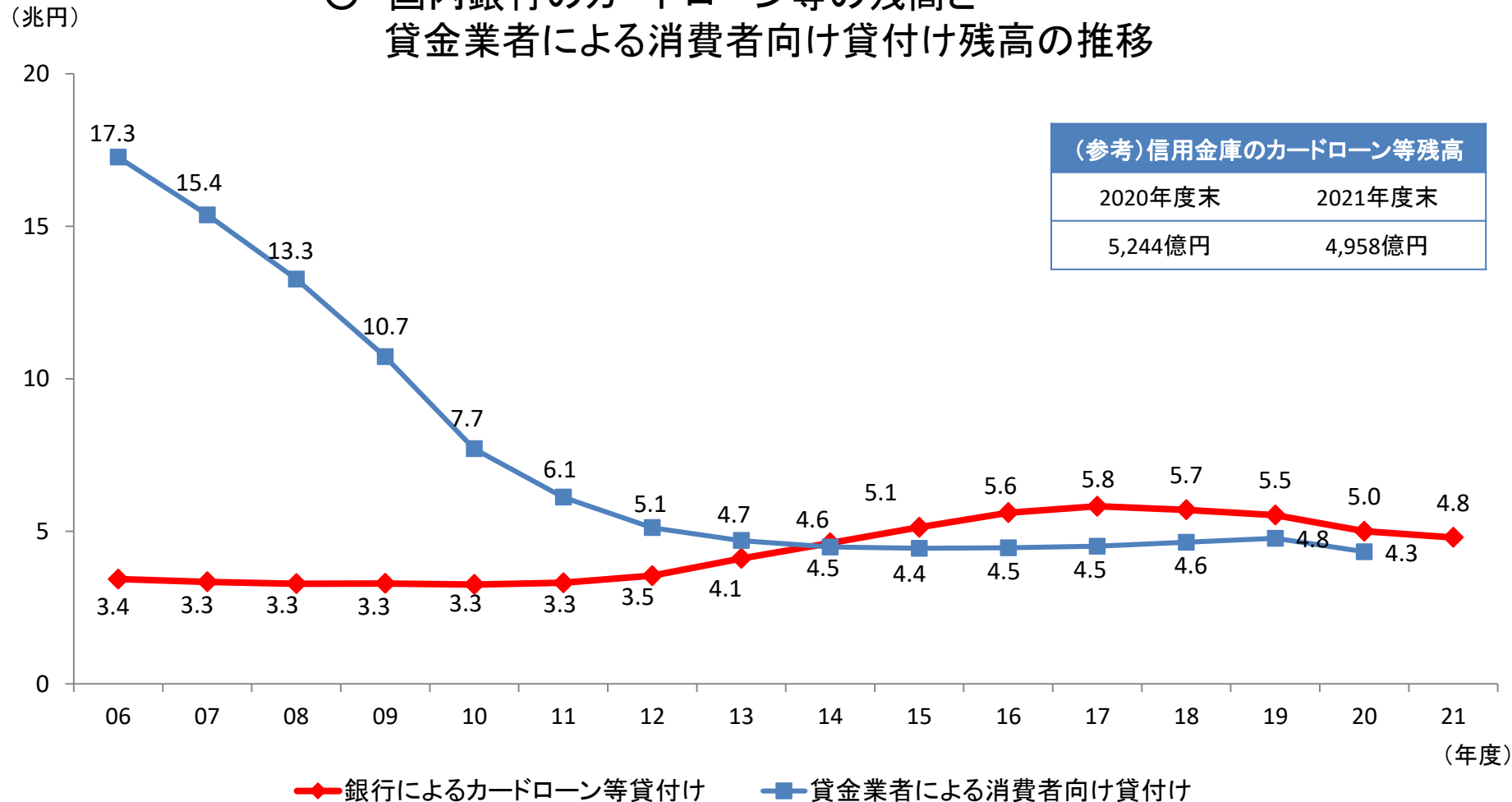
(注4) カードローンの商品性に鑑み学生向けの奨学ローンについては、アンケート集計対象に含めず

## IV 銀行カードローン

---

## 10. 銀行カードローンについて

○ 国内銀行のカードローン等の残高と  
貸金業者による消費者向け貸付け残高の推移



(注)「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。

(出典)金融庁「貸金業関係資料集」、日本銀行時系列統計データより、金融庁作成



# (参考)貸金業者等におけるカードローンにかかる求償権残高

| (参考)貸金業者等におけるカードローンにかかる求償権残高 |         |         |         |         |         |         |         |
|------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 2014年度末                      | 2015年度末 | 2016年度末 | 2017年度末 | 2018年度末 | 2019年度末 | 2020年度末 | 2021年度末 |
| 1,561億円                      | 1,904億円 | 2,398億円 | 2,906億円 | 3,275億円 | 3,394億円 | 3,197億円 | 3,123億円 |

(注1)カードローン保証業務を行っている貸金業者28先(連結子会社含む)の合計額

(注2)上記貸金業者等のカードローンに係る債務保証残高(2022年3月末)は、3.7兆円

(注3)一部、カードローン以外の求償権(証書貸付等)を含む

## V ギャンブル等依存症対策

---

# 11. ギャンブル等依存症対策の動向(1) (ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更)

- 令和4年3月、平成31年4月に策定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に必要な変更を加えた新たな計画が閣議決定。

## ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】

### 第一章 基本的考え方等

### 第二章 取り組むべき具体的施策

#### I 関係事業者の取組

##### I-1～3 公営競技における取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化
- ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去
- ・相談体制の強化
- ・依存症対策の体制整備

##### I-4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- ・地域連携の強化

#### II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の検討及び実施
- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

#### III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援
- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
- ・相談拠点等における相談の支援
- ・その他の関係相談機関における体制強化 等
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループをはじめとする民間団体への支援
- ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援
- ・医師の養成をはじめとする人材の確保

#### IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 等
- ・関係事業者による調査及び実態把握

#### V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

# 11. ギャンブル等依存症対策の動向(2) (ギャンブル等依存症問題啓発週間における取組)

- 金融庁においては、2022年5月、ギャンブル等依存症問題啓発週間において、金融庁ウェブサイトやSNSへの投稿及び広告により、ギャンブル等依存症問題に関する啓発活動を実施。

## 金融庁ウェブサイト

### ギャンブル等依存症問題啓発週間について

毎年5月14日から5月20日は、ギャンブル等依存症問題啓発週間です。  
多重債務相談窓口では、借金に関する相談を受け付けています。ギャンブル等による経済的なお悩みがありましたら、まずはご相談ください。  
また、ギャンブル等のための資金を新たに借り入れられないようにする「貸付自粛制度」があります。詳しくは下記をご確認ください。

#### ギャンブル等依存症について

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つです。これにより、日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。

例えば、ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済問題に加えて、うつ病を発症するなどの健康問題や家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺、犯罪などの社会的問題を生じることもあります。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。しかし、本人自身が「自分は病気ではない」として現状を正しく認知できない場合もあり、放置しておくことで症状が悪化するばかりか、借金の問題なども深刻になっていくことが懸念されます。

- ▶ 厚生労働省（依存症の理解を深めるための普及啓発事業 特設ページ）
- ▶ 依存症対策全国センター（依存症に関する情報はこちら）
- ▶ 消費者庁（ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ）

#### ギャンブル等依存症でお困りの方、ご家族の方へ

ギャンブル等依存症に関するご本人の方やご家族の方への注意事項や、対処に困った場合の相談窓口を紹介しています。

- ▶ [ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ](#)



また、各地域の多重債務相談窓口でも、ギャンブル等へのめり込みによる借金についても相談を受け付けております。専門機関へのご紹介も行ってあります。

- ▶ [多重債務についての相談窓口](#)

リンク

## 金融庁Twitter



【お知らせ】  
5月14日から20日は、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深める **#ギャンブル等依存症問題啓発週間** です。ギャンブル等依存症の概要や相談窓口、業界団体の取組みなどをまとめた特設ページはこちら↓  
[fsa.go.jp/policy/kashiki...](https://fsa.go.jp/policy/kashiki...)  
**#ギャンブル #依存症 #多重債務**



午前10:00・2022年5月13日・Twitter Web App

## Twitter広告

金融庁 @fsa\_JAPAN

ギャンブルや借金に関して嘘をつくようになった、ギャンブルによる借金を返すためにギャンブルをするようになった...それは【ギャンブル等依存症】のサインかもしれません。

相談窓口への相談は御家族だけでも可能です。御家族が借金を肩代わりするよりも良い解決策があるかもしれません。



相互リツイート先  
厚生労働省、消費者庁  
財務局、全国銀行協会

# 11. ギャンブル等依存症対策の動向(3) (ギャンブル等依存症問題啓発週間における取組)

- 令和4年5月、消費者庁ウェブサイトや消費者庁Twitterにおいて、ギャンブル等依存症への対策を知っていただくための啓発資料を配信。また、関係省庁等と連携して全国の自治体や大学附属病院等にも当該資料を送付し、ギャンブル等依存症の当事者へ啓発の取組を推進。

## 《御本人向け啓発用資料》

### ギャンブル等への「のめり込み」には くれぐれも御注意を

- ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等（競馬等の公営競技やばちんこ等）にのめり込むことにより日常生活や社会生活に支障が生じている状態のことをいいます。
- ギャンブル等依存症は、誰でも陥るおそれがあります。

### こんな変化はありませんか？

- ギャンブルをするときには、予算や時間の制限を決めない、決めても守れない
- ギャンブルに勝ったときに「次のギャンブルに使う」と考える
- ギャンブルをしたことを誰かに隠す
- ギャンブルに負けたときにすぐに取り返したいと思う

### 気になることがあれば専門機関に相談

依存症に関する全国の相談窓口・医療機関

依存症対策全国センター

検索

<https://www.ncasa-japan.jp/you-do/treatment/treatment-map/>

借金の問題の相談機関

多重債務者についての相談窓口、消費者ホットライン「188」等

金融庁 多重債務相談窓口

検索

<https://www.fsa.go.jp/soudan/>

消費者ホットライン

検索

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/local\\_cooperation/local\\_consumer\\_administration/hotline/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/)

## 《御家族向け啓発用資料》

### 御家族の皆様へ ギャンブル等依存症は、 適切な支援により回復が可能です

### ギャンブル等依存症のサインとは？

- 生活のほとんどの時間をギャンブルに費やすようになった。
  - ギャンブルや借金に関して嘘をつくようになった。
  - ギャンブルによる借金を返すためにギャンブルをするようになった。
- これらは依存症を疑うサインかもしれません。

### 注意すべきポイントは？

- ギャンブルに関連する借金に関しては、ご家族が返済するよりもより良い解決策があるかもしれません。
  - 相談窓口への相談は、ご家族だけでも可能です。
- ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

### 気になることがあれば専門機関に相談

依存症に関する全国の相談窓口・医療機関

依存症対策全国センター

検索

<https://www.ncasa-japan.jp/you-do/treatment/treatment-map/>

借金の問題の相談機関

多重債務者についての相談窓口、消費者ホットライン「188」等

金融庁 多重債務相談窓口

検索

<https://www.fsa.go.jp/soudan/>

消費者ホットライン

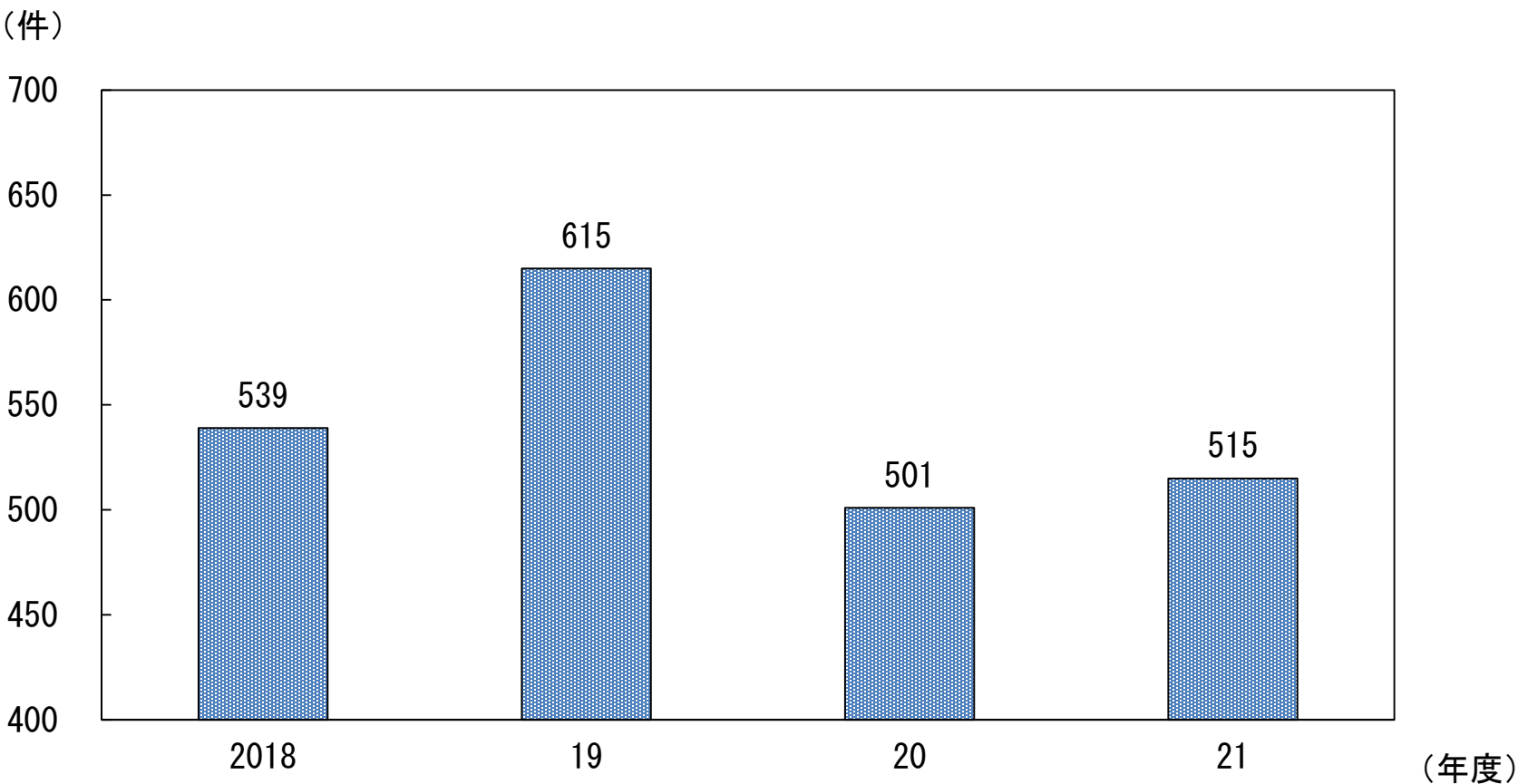
検索

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/local\\_cooperation/local\\_consumer\\_administration/hotline/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/)

# 11. ギャンブル等依存症対策の動向(4) (参考)

○ 「多重債務」かつ「ギャンブル」に関する相談件数について、2019年に600件を上回る水準となったものの、20年、21年は減少。

相談件数(受付年度別推移)



(注) PIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク) を通じて全国の消費生活センター等から寄せられた「多重債務」かつ「ギャンブル」に関する相談件数 (2022年4月17日登録分まで)。